

# 富士見市スポーツ推進計画

(案)

【平成29年度～平成33年度】

スポーツでキラリ☆と健康!!



富士見市発祥のスポーツ「バトテニス」

富士見市教育委員会

### **富士見市スポーツ振興健康増進都市宣言**

豊かな緑と太陽、健康な心とからだをめざし、健康で明るいまちづくりは、市民みんなの願いです。

私たち富士見市民ひとりひとりがすすんでスポーツに親しみ、スポーツを通しておたがいの交流と連帯の輪をひろげ、健康増進運動を進めることを誓い、ここにスポーツ振興健康増進都市の宣言をします。

1977年（昭和52年）9月30日

## 目 次

### **第1章 計画の策定にあたって**

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	本計画におけるスポーツの定義	4

### **第2章 スポーツを取り巻く現状と課題**

1	本市のスポーツ環境	5
2	世代ごとのスポーツの状況	13
3	障がい者のスポーツの現状	19
4	スポーツに関する情報提供	20
5	保健・福祉・医療との連携	20
6	市民スポーツアンケートからみた今後の課題	21
7	市内小中学生に対するアンケートからみた今後の課題	35
8	スポーツ団体等へのヒアリングからみた今後の課題	40

### **第3章 計画の基本的な考え方**

1	基本理念	41
2	基本目標	42
3	計画の視点と取り組み	44

### **第4章 スポーツ推進のための施策**

1	施策の柱	45
2	施策の体系	46
3	施策展開の方向性について	47

### **第5章 計画の実現に向けて**

1	計画の推進体制	55
2	計画の進行管理	55

### **資料編**

・富士見市スポーツ推進審議会条例	57
・富士見市スポーツ推進審議会委員名簿（H25.6.1～H27.5.31）	60
・富士見市スポーツ推進審議会委員名簿（H27.6.1～H29.5.31）	61
・スポーツ推進計画の策定経過	62

・富士見市スポーツ推進計画庁内検討委員会設置要綱	6 4
・上位計画などの関連計画（抜粋）	6 6
・編集体制	7 2

## 第1章

# 計画の策定にあたって



### 1 計画策定の趣旨



平成23年8月、国はこれまでの「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)」を全面的に見直し、新たに「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」を施行しました。この法の一番大きな特徴は「すべての国民にスポーツをする権利と楽しむ権利があることを明確にし、国や自治体はそれを保障する責任を負う」ことが盛り込まれたことです。そして、同法では「スポーツは、今日、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であること」「スポーツが単に体を動かすだけでなく、人々に「楽しさ」や「喜び」をもたらし、青少年の健全育成や地域社会への貢献、心身の健康保持増進、社会経済の活力の創造など、私たちの生活のなかで重要な役割を担っていること」が示されました。

さらに、国では平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ政策を推進していくための基本的な計画を定めました。

このような流れを受け埼玉県では、平成25年1月に「スポーツ推進計画」を策定し、県内のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本目標及び施策の方向を示しました。

これまで本市では昭和52年9月に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、市民のスポーツ活動の普及・振興に取り組んできました。しかし、時代の変化に伴い、市民のスポーツに親しむ形態も団体で行うスポーツから個人のライフスタイルに合わせて行うスポーツへと変わってきました。

そこで、本市では市民のスポーツ活動の推進を目指し、市民アンケートや関係団体からのヒアリング等を実施するとともに、国や県の動向も踏まえ、性別、障がいなどを問わずあらゆる世代の市民が生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で心豊かな生活を送れるよう「富士見市スポーツ推進計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ



この計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づいて策定していく計画であり、「富士見市総合計画第5次基本構想・中期基本計画」に示しているスポーツ分野の施策を具体化するものとして位置づけます。本市における関連計画等を踏まえながら「富士見市スポーツ振興健康増進都市宣言」をもとに、スポーツの普及についての現状と課題、施策の基本方針を示したものです。

また、国の「スポーツ基本計画」や「埼玉県スポーツ推進計画」に掲げている施策との整合性を図りながら策定をしていきます。

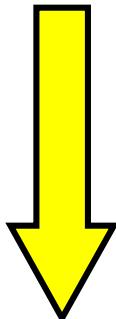
### 本計画と他計画等との関係図

市の上位計画

富士見市総合計画 第5次基本構想・中期基本計画

第3章第4節スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ振興健康増進都市宣言(S52.9)



【市の関連計画】  
教育振興基本計画  
生涯学習推進基本計画  
次世代育成支援行動計画  
高齢者保健福祉計画  
障がい者支援計画  
健康ライフ☆ふじみ(富士見市  
健康増進計画・食育推進計画)

富士見市スポーツ推進計画

国の関係法令

スポーツ基本法

(平成23年法律第78号)

県の関係条例規

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

(H19.4施行)

【国の関連計画】

- ・スポーツ基本計画(H24.3策定)
- ・スポーツ立国戦略(H22.8決定)

【県の関連計画】

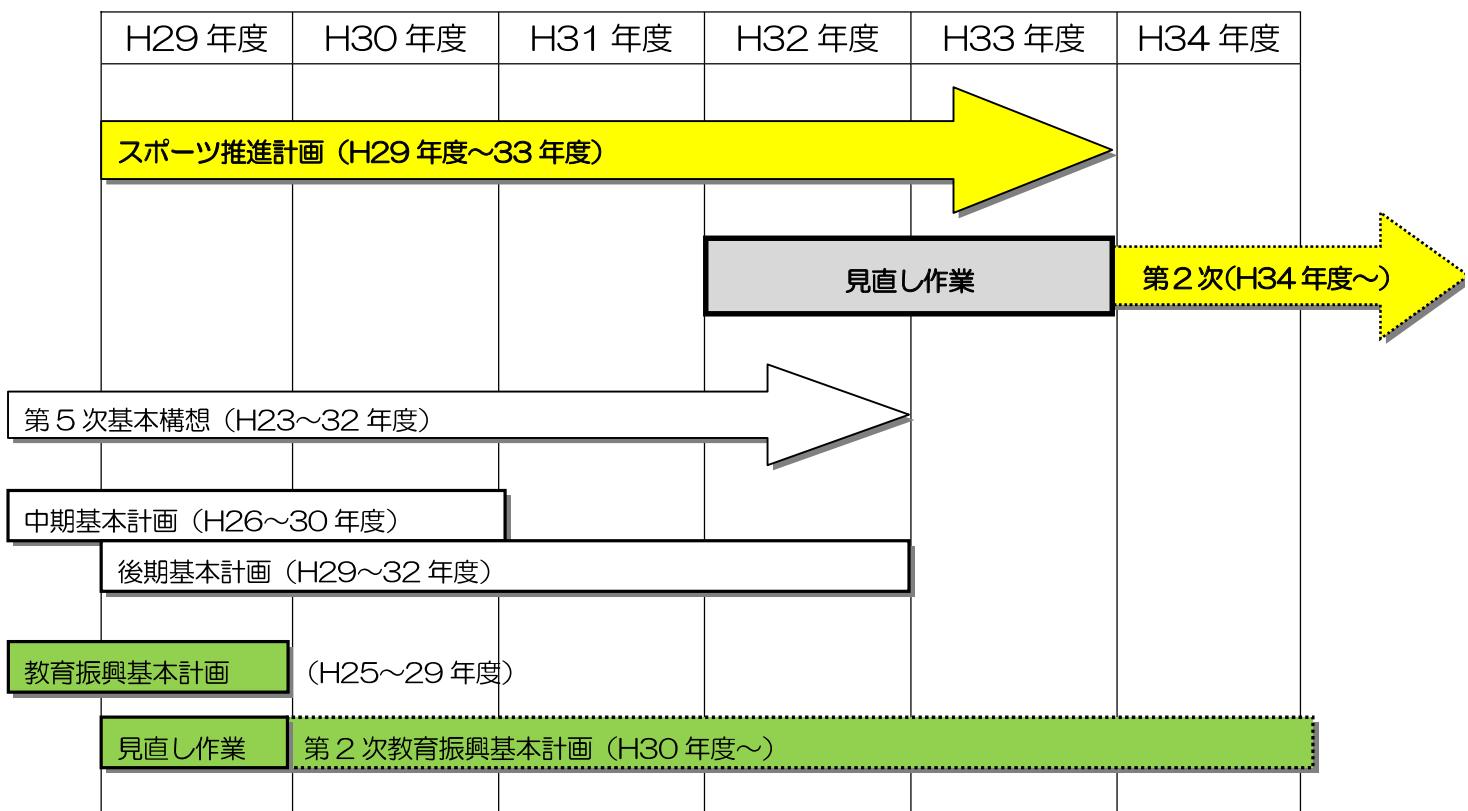
- ・埼玉県スポーツ推進計画(H25.1策定)
- ・埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針(H19.1策定)
- ・埼玉県教育振興基本計画(H26.7策定)

### 3 計画の期間



計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

本市においては、平成32年度を目標年次とした第5次基本構想の基本目標の1つに「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」を定めています。



#### 【参考】富士見市総合計画 第5次基本構想・中期基本計画（H26年度～30年度）

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

##### 第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

(2) スポーツを楽しめる場の充実

#### 【参考】富士見市教育振興基本計画（H25年度～29年度）

第3章 施策の展開

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標6 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進

施策の内容 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備充実

#### 4 本計画におけるスポーツの定義



一般的に「スポーツ」という定義は、勝敗や記録を競う「競技」を指しますが、この他にも一定のルールが定まったものであれば、概ねスポーツの範疇に入ります。（例：車や船舶などのモータースポーツ、また、チェスや将棋などはマインドスポーツと呼ばれています。）しかし、近年、個人によってスポーツの捉え方も大きく変化しています。

従って本計画の中の「スポーツ」とは、競技的な種目だけではなく、散歩やジョギング、登山、レクリエーション、ダンス、幼児の遊びなど、レベルや内容に関わらず、日常生活動作とは別に、意識的に健康のためなど、自らの意志で目的を持って体を動かす行為であることとします。

また、併せて「観る」スポーツ（観戦）、「支える」スポーツ（協力）についても、年齢、レベルに関わらず、大事なスポーツ要素として捉えていきます。

#### ～スポーツ～

対象：子どもから高齢者、障がいのある方まで

##### 「する」スポーツ【競技スポーツから日常生活まで体を使った運動すべて】

###### 競技スポーツ

- ・競技会に参加
- ・試合に参加
- など

###### 健康づくり

- ・体操、ストレッチ
- ・ウォーキング
- ・ジョギングなど

###### レクリエーション

- ・ハイキング
- ・登山
- ・キャンプなど

###### 日常生活動作

- ・意識して歩く
- ・意識して階段を使う

##### 「観る」スポーツ【家族や友人、スポーツ選手・チームの応援及び観戦】

###### 家族や友人を応援

- ・子どもの試合を応援
- ・企業チームを応援

###### スポーツ選手・チームを応援

- ・地元チームを応援
- ・プロチームを応援
- ・日本代表を応援 など

##### 「支える」スポーツ【家族や友人、地域スポーツのサポートやボランティア】

###### 地域のスポーツのサポート

- ・サークル、団体の運営
- ・子どもの送迎
- ・指導、審判など

###### イベントボランティア活動

- ・イベントでの運営
- ・イベント通訳、医療、救護など

## 第2章

# スポーツを取り巻く 現状と課題



## 第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

本計画を策定していくにあたり、まず、本市におけるスポーツの現状と課題を把握する必要がります。ここでは、次の内容から本市のスポーツの現状と課題をまとめました。

- ・本市のスポーツ環境
- ・世代ごとのスポーツの状況
- ・障がい者のスポーツの現状
- ・スポーツに関する情報提供
- ・保健・福祉・医療との連携
- ・市民スポーツアンケートからみた今後の課題
- ・市内小中学生に対するアンケートからみた今後の課題
- ・スポーツ団体等へのヒアリングからみた今後の課題

### 1 本市のスポーツ環境



#### (1) 市民スポーツの現状

##### 【現状】

- ・本市では、昭和 52 年に「市民ひとりひとりがすすんでスポーツに親しみ、スポーツを通しておたがいの交流と連帯の輪をひろげ、健康増進運動を進めることを誓い（抜粋）」と、スポーツ振興健康増進都市宣言をしています。
- ・昭和 51 年には富士見市運動公園、昭和 59 年には富士見ガーデンビーチ、平成 2 年には市民総合体育館、また、平成 14 年には第 2 運動公園がオープンし、市民がスポーツに親しむことのできる拠点づくりが進められています。
- ・学校体育施設の開放や夜間照明設備の設置など、地域におけるスポーツ環境の整備も実施しています。
- ・近年のライフスタイルの多様化により、競技スポーツのほか個人で好きな時間にできるスポーツに取り組んでいる傾向が見られます。

##### 【課題】

- ・普段スポーツをしていない方に対する働きかけを行い、生涯スポーツに出会うきっかけをつくるとともに、日常生活の中にスポーツやレクリエーションを取り入れていただくような取り組みを講じていくことが必要です。
- ・子どもから高齢者まで、誰でも手軽にできるニュースポーツなどの普及を図るとともに、スポーツをすることの大切さや意義を伝えていく必要があります。
- ・富士見市スポーツ推進計画策定に伴う市民アンケート(意識調査)(以下「市民スポーツアンケート」という。)によると「スポーツをする相手」について「個人」という回答が最も多くなっており、ライフスタイルの多様化等により、今後も「個人」でスポーツを行うニーズは高くなると想定されます。こうしたことから個人の多様なスポーツに応じた支援や環境づくりを行う必要があります。

## (2) スポーツ事業

### 【現状】

- 年間を通じての主なスポーツ事業は次のとおりです。

月日	主なスポーツ事業	他事業
4月	体育協会加盟団体等による健康増進大会・市民スポーツ大会の実施	
5月		ヘルシーウォーク大会 (主催:スポーツ推進委員連絡協議会)
6月		
7月		ラケットテニス大会※ (主催:スポーツ推進委員連絡協議会)
8月		
9月		バトテニス大会※ (主催:スポーツ推進委員連絡協議会)
10月		各小学校区地区体育祭 (主催:実行委員会)
11月		スポーツフェスティバル (主催:実行委員会)
12月		
1月		縄文マラソン大会 (主催:体育協会)
2月		入間東部地区駅伝競走大会 (主催:2市1町実行委員会)
3月		指導者養成講座 (共催:生涯学習課、体育協会)

※開催時期や種目は変更になる場合があります。周年事業、記念事業等は記載していません。

- 身近な場所で気軽に親しむことができるよう、スポーツ活動のきっかけづくりや市民とのふれあいづくりなどの目的で、富士見市体育協会(以下「体育協会」という。) やスポーツ推進委員の協力のもと各スポーツ事業を展開しています。
- 各種大会は、各種団体が運営しています。参加者は例年横ばい状況になっており、固定化しています。
- 上記のほか、市民総合体育館（指定管理者）による各種スポーツ教室などがあります。

## 【課題】

- ・参加者ニーズを捉えた参加しやすい大会を目指す一方、新たな参加者の増加を目指し初心者や小中学生、高齢者も対象にした大会や教室の開催、PR活動の強化を図ることが課題となっています。
- ・レクリエーション性の高いニュースポーツなど、スポーツをする習慣がない方であっても楽しくできるような事業を開拓する必要があります。
- ・市民ニーズを把握し、多様なスポーツ事業を開拓するとともに、実施時期や運営方法などの工夫が必要です。

### 用語解説

**生涯スポーツ：**その生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツをいいます。文部科学省では「国民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」のための最重要施策として総合型地域スポーツクラブの全国展開を挙げています。

なお、平成27年10月に同省の外局としてスポーツ庁が設置され、スポーツに関する施策を総合的に推進しています。他方、日本レクリエーション協会をはじめとする関連団体は、レクリエーションを含むさまざまな生涯スポーツの普及・啓発とその指導者育成に関する事業を行っています。



第25回ヘルシーウォーク大会

### (3) スポーツ施設

#### 【現状】

- ・市の公共スポーツ施設の状況は次のとおりです。

名 称	所 在 地	概 要
※市民総合体育館	大字鶴馬 1887-1	メインアリーナ
		1階 柔道場
		剣道場
		2階 サブアリーナ
		アスレチックジム
		会議室（小）
		3階 弓道場
		会議室（大、中）
		和室
運動公園	南畠新田 1267-1	野球場（2面）
		ミニ野球場（2面）
		テニスコート（6面）
		サッカー場（1面）
		陸上トラック
第2運動公園	みどり野南 4-1	野球場（1面）
		ミニ野球場（1面）
		少年用サッカー場（1面）
びん沼公園	南畠新田 1513	ミニ野球場（1面）
富士見ガーデンビーチ (夏期期間のみ)	勝瀬 545	子ども用プール
		50mプール
		流れるプール
		ウォータースライダー

※市民総合体育館は平成26年2月15日から平成27年1月8日まで全面休館

※平成27年1月9日から暫定再開(メインアリーナは休館中)

#### 【参考】健康づくり拠点施設

区 分	所 在 地	概 要
健康増進センタ一体育館	大字鶴馬 3351-2	アリーナ（1面）

- 本市では、運動公園をはじめ、市内各小中学校のグラウンドや体育館のほか、市民総合体育館（※）や富士見ガーデンビーチなどのスポーツ施設があり、さまざまなスポーツに取り組むことができる環境が整備されており、多くの市民の皆さんに利用されています。
- 市内小学校（11校）のグラウンド・体育館及び中学校（6校）の体育館が、学校体育施設開放事業として使用されています。
- 健康づくりの拠点施設として、健康増進センタースポーツ館があります。
- スポーツ施設のほか、各公民館やコミュニティ施設等において、軽スポーツやレクリエーションを行っている団体があります。
- 市民スポーツアンケートでは、スポーツ施設に関しては「利用手続き、料金支払い方法の簡素化」の意見が最も多く、次いで「利用時間の拡大（早朝、夜間）」「快適な施設（空調、清掃）の維持」という順になっています。

#### 【課題】

- 運動公園や市民総合体育館について、土曜・日曜日の利用は多いものの、平日の利用は少ないことから、平日も利用いただけるような取り組みが必要です。
- 施設は、計画的に改修工事を実施することが必要となっています。また、改修にあわせ「バリアフリー化」など市民ニーズに応じた整備を進めていくことが課題です。
- 昭和59年にオープンした富士見ガーデンビーチは、毎年、多くの来場者がありますが30年が経過し、施設も老朽化していることから施設の在り方を検討するとともに、引き続き、安全に利用いただけるよう計画的な改修が必要となっています。
- 学校体育施設開放事業については、単に利用者が体育館やグラウンドを使用するだけではなく、学校利用を通じて、学校を中心とした地域コミュニティの拠点づくりとなるような取り組みが必要です。
- 利用者のニーズに応えるために施設の情報提供が求められています。

**市民総合体育館利用者数の状況**

単位：人

	メインアリーナ	サブアリーナ	柔道場	剣道場	弓道場	アスレチックジム	会議室	和室	合計
平成23年度	51,679	22,096	14,815	13,697	4,006	4,985	11,395	3,743	126,416
平成24年度	49,729	24,136	15,846	14,611	4,057	4,787	10,576	3,453	127,195
平成25年度	43,495	20,829	13,593	11,822	3,422	3,332	10,470	2,600	109,563
平成26年度	0	4,085	1,770	1,992	596	390	1,941	140	10,914

※平成26年2月15日～平成27年1月8日まで体育館全面休館

※平成27年1月9日から暫定再開（メインアリーナは休館中）



**市民総合体育館・運動公園種目別登録団体**

種 目	市民総合体育館	運動公園
野球	3	285
ソフトボール		50
サッカー	4	
陸上トラック		52
硬式テニス	2	
軟式テニス		3
フットサル		
その他の屋外種目		700
バスケットボール	428	137
バレー ボール	147	
バドミントン	149	1
卓球	75	
インディアカ	23	12
ミニバスケット	21	
ジュニアバレー	5	
ハンドボール	5	
ソフトバレー	36	
トリムボール	2	
ラケットテニス	8	
ドッジボール	12	
バウンドテニス	2	
その他の球技	20	
柔道	14	1
剣道	2	
空手	19	
少林寺拳法	3	
合気道	2	
弓道	4	
本部御殿手	1	
その他の武道	6	
総合格闘技	3	
その他の格闘技	4	
太極拳	7	
気功	2	
ヨガ	6	
器械体操	7	
新体操	9	
3B体操	7	
健康体操	6	
バトントワリング	4	
その他の体操	16	
ジャズダンス	11	
ラウンドダンス	2	
ヒップホップ	17	
エアロビクス	9	
その他のダンス	60	
会議	191	
講習会	10	
講演会	1	
幼稚教室	28	
控室	2	
文化活動	42	
その他	123	3
合計	1,560	1,244

※市内、市外登録団体の合計

※平成27年4月現在

**学校体育施設開放事業登録団体一覧**

区分	スポーツ種目	小学校	中学校
校庭	ソフトボール	22	
	少年野球	13	
	グラウンドゴルフ	19	
	少年サッカー	8	
	サッカー	2	2
	ペタンク	3	
	朝野球		1
体育館	ソフトバレーボール	9	
	インディアカ	7	1
	バスケットボール		15
	バレー ボール	4	5
	ジュニアバレー ボール	5	
	バドミントン	5	
	ジュニアバドミントン	1	
	ミニバスケットボール	5	
	よさこい	5	
	ラケットテニス	6	
	ミニテニス・バウンドテニス	2	
	バト テニス	6	
	剣道	2	
	和太鼓	1	
	太極拳	1	
	空手	1	
	ドッジボール	1	
	公式ドッジボール	1	
	卓球	2	
	バトントワリング	1	
	器械体操	3	
	スポーツレクリエーション	1	
テニス	ソフトテニス(本郷中)		1
	硬式テニス(西中夜間照明)		7
登録団体		136	32
			168

※平成27年4月現在

#### (4) その他のスポーツ施設

##### 【現状】

- ・公共のスポーツ施設のほか、キラリ☆ふじみをはじめ、社会教育施設等においてスポーツ・レクリエーションを行っている団体やサークルがあります。
- ・市内には、民間企業によるスポーツ施設や競技愛好者が所有・管理する施設があります。
- ・市民スポーツアンケートによると民間の施設を利用してスポーツを行っている市民が見られます。
- ・市内においては「総合型地域スポーツクラブ」（地域住民が主体となり運営されるスポーツクラブ）はありません。

社会体育施設以外でのスポーツ・レクリエーション活動団体登録数の状況

施設名	ダンス	よさこい	バレエ	卓球	武道	体操	太極拳	その他
鶴瀬公民館	6		1	6	2	4	1	1
南畠公民館	3		1	1	1	1		1
水谷公民館	3			3		8	1	2
水谷東公民館	3			1		1	1	
キラリ☆ふじみ	6		2					
ふじみ野交流センター	7		1			5	2	
鶴瀬西交流センター	17			3	1	6	1	4
針ヶ谷コミセン	10	2	2		1	11	3	
みずほ台コミセン	4			7	1	12	3	2
ピアザ☆ふじみ	15		3	5		11	3	
南畠ふれあいプラザ					1			
集会所					1	2		

※ダンス…スポーツダンス、フラダンス、フォークダンス、社交ダンス等

平成27年4月現在

※武道…空手等

※体操…健康体操、ストレッチ、ヨガ、パワーアップ体操等

※その他…バドミントン、吹き矢等

##### 【課題】

- ・スポーツに親しむ機会やきっかけが少ない市民にスポーツの機会を提供していくために、地域の実情に応じて誰もが各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツ種目に参加できるような取り組みを行っていくことが必要です。

## 2 世代ごとのスポーツの状況



### (1) 乳幼児のスポーツの状況

#### 【現状】

- ・乳幼児については、日常生活動作の中で体を動かすことで体力が発達していくといわれています。幼児期は「競技性」よりも「遊び」の中でさまざまな体の動きを体験しています。
- ・市内の保育園では、外遊びや集団遊びを通じて、身体の成長とともに体力の増進に取り組んでいます。
- ・市内の幼稚園では、園での生活のほかジュニアサッカー等さまざまなスポーツクラブがあり、ルールを学ばせながら心身の健やかな発育・発達に取り組んでいます。
- ・市民総合体育館では自主事業として、「親子ヨガ」や「親子リトミック」教室を開催しています。幼児を対象にしたダンス等に取り組んでいる団体が、市民総合体育館などで定期的に活動しています。
- ・民間のスポーツ施設では、水泳教室やチアダンスなど「遊び」を通じて、思いやりの心やチャレンジ精神など、子どもの成長には欠かせない人格形成を行っています。

#### 【課題】

- ・乳幼児がスポーツ（体を動かす）をするためには、親など周囲の協力が必要です。
- ・発達段階でけがをしないよう安全の確保が必要です。

### (2) 小中学生のスポーツの状況

#### 【現状】

- ・平成27年4月に実施した市内小中学生へのアンケート結果によると、体育の授業以外のスポーツ活動について、小学5年生は、「水泳」(28.8%)が最も多く、次いで「サッカー、フットサル」(15.6%)、「野球」(8.4%)の順となっており、中学2年生（部活動含む）では「バスケットボール」(16.3%)が最も多く、次いで「サッカー、フットサル」(14.4%)、「バレーボール」(11.9%)の順となっています。
- ・体育の授業以外でスポーツをする理由について、小学5年生は「うまくなりたいから」(33.5%)が最も多く、次いで「楽しいから」(31.2%)「一流選手、プロになりたいから」(9.0%)という順になっています。また、中学2年生では「楽しいから」(35.9%)、「うまくなりたいから」(34.2%)「体を鍛えるため」(8.1%)の順になっています。
- ・スポーツをしていない理由について、小学5年生では「勉強や他の習い事でいそがしい」(28.9%)が最も多く、次いで「スポーツが苦手だから」(22.9%)の順になっています。また、中学2年生は「スポーツが苦手だから」(33.3%)及び「勉強や他の習い事でいそがしい」(33.3%)が最も多くなっています。

- ・体育以外のスポーツ活動の状況について、小学5年生、中学2年生とも約8割（運動部活動含む）がスポーツを行っています。
- ・スポーツ少年団について、富士見市の平成27年度の登録数は、15団体316人となっています。登録団体数及び会員数は、ここ数年横ばいになっています。

### スポーツ少年団登録内訳

単位：人

種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	団数	団員数	指導者	団数	団員数	指導者	団数	団員数	指導者
サッカー	9	274	34	9	234	44	9	206	45
バレー・ボーラー	4	43	10	4	41	10	3	31	10
バスケットボール	0	0	0	1	11	4	1	10	4
ミニバスケットボール	1	33	8	1	26	7	1	31	7
空手	1	48	2	1	43	3	1	38	3
合計	15	398	54	16	355	68	15	316	69

### 【課題】

- ・スポーツをしていない児童や生徒が気軽に運動の楽しさを知ってもらうような工夫が必要です。
- ・親子や家族で楽しむことを主に、好きな時間に気軽にできるようなスポーツの環境づくりを構築していくことが必要です。
- ・室内ゲーム等の普及により外で遊ぶことが少くなり、子ども達の体力の低下が問題となっていることから、運動以外の普段の遊びなどによって、体を動かすことを身につけ、体力をつけることが必要です。
- ・スポーツ少年団については、加盟団体の増加、指導者の育成が求められています。

### (3) 学校体育の状況

#### 【現状】

- ・小中学校における体育の授業は週2～3時間程度となっています。新体力テストの結果（平成26年度）では、市平均は埼玉県平均より下回っている種目が多い状況です。
- ・近年、学校体育授業以外において、運動を活発にしている児童生徒と、そうでない児童生徒の二極化現象が起こっています。
- ・現在、市内全体の中学生の約7割が運動部活動に加入しています。
- ・各競技スポーツの全国大会に出場するなど、優秀な結果を残している小学生や中学生がいます。

### 新体力テスト平均値の結果【平成26年度 小学5年生比較】

種 目	男子		女子	
	富士見市	埼玉県	富士見市	埼玉県
握力 (kg)	▼15.93	16.57	▼15.64	16.21
上体起こし (回)	21.50	21.10	20.67	20.02
長座体前屈 (cm)	▼33.08	33.83	38.61	38.46
反復横跳び (回)	▼43.63	43.94	41.79	41.74
20mシャトルラン (回)	▼54.5	57.09	▼44.45	46.09
50m走 (秒)	9.17	9.27	▼9.53	9.52
立ち幅跳び (cm)	▼155.17	155.66	151.34	149.71
ボール投げ (m)	22.75	21.98	15.03	13.67

▼…県より下回っているもの

### 新体力テスト平均値の結果【平成26年度 中学2年生比較】

種 目	男子		女子	
	富士見市	埼玉県	富士見市	埼玉県
握力 (kg)	▼27.96	29.37	▼24.04	24.52
上体起こし (回)	▼28.56	30.11	▼25.42	26.32
長座体前屈 (cm)	▼42.29	46.20	▼47.73	48.42
反復横跳び (回)	53.11	52.66	▼46.6	47.06
持久走 (秒)	373.22	376.32	269.18	275.36
20mシャトルラン (回)	▼90.56	91.35	▼61.84	65.24
50m走 (秒)	7.85	7.89	8.58	8.64
立ち幅跳び (cm)	▼195.03	197.48	▼171.58	172.90
ボール投げ (m)	22.60	21.46	14.24	13.51

▼…県より下回っているもの

※ボール投げの使用球は、小学校と中学校で異なります。

#### 【課題】

- ・児童生徒が、日頃から積極的に運動に取り組むような指導や学校全体で体力向上に取り組む体制づくりが必要です。

## 富士見市中学校の運動部活動の加入状況

単位：人

	全中学校生徒数 (1~2年生)	運動部加入者 (男子生徒)	運動部加入者 (女子生徒)	合計	加入率
平成25年	1,807	789	549	1,338	74.0%
平成26年	1,791	783	504	1,287	71.9%
平成27年	1,800	807	531	1,338	74.3%

※各年9月1日現在

## 平成27年 市内中学校運動部活動の加入者内訳

単位：人

	富士見台中		本郷中		東中		西中		勝瀬中		水谷中		合計	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
野球	16	0	13	0	14	0	16	0	20	0	16	1	95	1
ソフトボール	0	20	0	19	0	0	0	30	0	32	0	0	0	101
サッカー	37	0	23	0	26	0	31	1	49	0	13	0	179	1
陸上競技	25	17	11	4	0	0	14	17	37	32	11	9	98	79
ソフトテニス	0	22	0	24	25	22	22	25	0	23	0	6	47	122
バレー ボール	17	19	0	19	17	12	12	16	43	21	0	0	89	87
バスケットボール	24	21	32	16	21	0	22	14	50	32	0	14	149	97
柔道	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
卓球	30	0	13	0	6	25	7	0	42	0	24	4	122	29
剣道	0	0	27	11	0	0	0	0	0	0	0	0	27	11
合計	150	102	119	93	109	59	124	103	241	140	64	34	807	531

※5月1日現在（中学1~2年生の人数）

## (4) 成人のスポーツの状況

### 【現状】

- ・市民スポーツアンケートによると成人がスポーツをする場所は、市内では市民総合体育館、運動公園、学校体育施設や公園、民間のスポーツ施設などとなっています。
- ・市民のスポーツを推進する団体として体育協会があり、現在、競技スポーツ団体21団体、レクリエーション団体6団体が加盟しています。
- ・体育協会は市内で開催される主なスポーツイベントを主催・主管しており、各スポーツ競技の競技力向上をはじめ、新規スポーツ競技の窓口としても大きな役割を果たし、市民スポーツ推進の拠点となっています。
- ・国のスポーツ基本法に基づき設置された富士見市スポーツ推進委員が、市内各小学校区から原則3名ずつ推薦され、市民のスポーツ推進のため、さまざまな事業を展開しており、自主事業として、「ヘルシーウォーク大会」や「ラケットテニス大会」、富士見市発祥のスポーツである「バトテニス」の大会などを実施しています。

- ・市民スポーツアンケートでは、回答者のうち「週1回以上スポーツをする」人は、約4割でした。スポーツを行う理由としては「健康維持、増進のため」(32.9%)が最も多く、行わない理由は、「仕事が忙しい」(16.4%)が最も多い結果でした。

### 【課題】

- ・仕事や家事、育児等により多忙で時間がない人にもできるような簡単なスポーツについて、考えていく必要があります。
- ・休日等親子や家族で一緒にスポーツを楽しむ環境を増やしていく必要があります。また、その際に、どこで調べれば分かるのかなど、情報の提供が必要です。
- ・体育協会では、一人でも多くの方にスポーツに親しんでいただくよう、新規団体の加盟や会員数の拡大が課題となっています。
- ・スポーツ推進委員については、さまざまなスポーツイベントに協力を求められることが多く、年間の活動回数が増えており、多忙化する中で、市民のなお一層のスポーツ実施率向上に向け、貢献度をいかに高めていくかが課題となっています。

## (5) 高齢者のスポーツ

### 【現状】

- ・市民総合体育館での活動競技は、卓球が最も多く、次いで健康体操やヨガなどを行っています。主な活動時間については、平日の午前や午後に行っている傾向があります。
- ・学校体育施設では、グラウンドゴルフが最も多く、次にペタンクやソフトボールなどの競技に取り組んでいる傾向があります。
- ・公民館やコミュニティセンターにおいては、卓球のほか、健康体操やダンスなどに取り組んでいる傾向があります。
- ・市内にはゲートボール場が6か所あり、平成27年4月現在、市内9団体95人が加入していますが、ゲートボール愛好者は減少傾向にあります。
- ・市内各地域に任意のラジオ体操を行っている団体や集まりがあり、早朝、公園や広場等でラジオ体操を実施しています。
- ・体育協会に「ゲートボール協会」及び「グラウンドゴルフ協会」が加盟しています。ゲートボール協会は83人、グラウンドゴルフ協会は226人が会員数となっています。

### 各地域におけるラジオ体操の実施状況

実施場所	所 在 地
文化の杜公園	大字鶴馬1867番地1他
山崎公園	大字水子184番地外
つるせ台公園	鶴瀬西2丁目2542番18・19番
関沢公園	西みずほ台1丁目13番
水子氷川神社	大字水子5050番地
前沼公園（水谷東）	大字水子3600番地外
榛名神社	勝瀬791
羽沢2丁目集会所	羽沢2-9-6
弁天の森（ふじみ野市）	ふじみ野市大井263-1

※開始時間：午前6時30分～

### 学校体育施設におけるグラウンドゴルフ団体数

No.	利用学校名	団体数	会員数
1	鶴瀬小学校	4団体	135人
2	水谷小学校	1団体	44人
3	南畠小学校	0団体	0人
4	関沢小学校	4団体	123人
5	勝瀬小学校	2団体	63人
6	水谷東小学校	0団体	0人
7	諏訪小学校	1団体	74人
8	みずほ台小学校	2団体	65人
9	針ヶ谷小学校	0団体	0人
10	ふじみ野小学校	0団体	0人
11	つるせ台小学校	5団体	127人
合計		19団体	631人

※平成27年5月1日現在

- ・健康増進センターは、「健康長寿のためのパワーアップ・リーダー養成講座」で養成したりーダーが運営する「ふじみパワーアップ体操地域クラブ」を地域に増やし、高齢者が運動と社会参加を継続できるよう支援しています。「ふじみパワーアップ体操地域クラブ」は、集会所や自治会館、公民館、コミュニティセンター、交流センターなど高齢者が歩いて通える場所で活動しています。
- ・市民スポーツアンケートの結果によるとウォーキングの割合が最も高く、次いで健康体操・ラジオ体操・美容体操やゴルフ、グラウンドゴルフなどを行っている傾向があります。
- ・スポーツをする理由としては、「健康維持・増進」が最も多く、次いで「ストレス解消・気分転換」「趣味・生きがい」という傾向になっています。
- ・一方でスポーツを行わない高齢者の理由としては、「高齢のため」「機会やきっかけがない」等の理由になっています。

### 【課題】

- ・健康、体力づくりのため高齢者が参加しやすいようなスポーツへの参加機会を拡充し、週1回以上のスポーツ実施率を上げていく必要があります。
- ・スポーツ終了後などの仲間同士の懇親や交流をとおして生きがいづくり、地域づくりにつなげられるよう高齢者のスポーツ推進を行っていく必要があります。
- ・平成25年に実施した夏季巡回ラジオ体操を契機にラジオ体操を愛好する方が増加していることから、市内のラジオ体操団体とともに、ラジオ体操への取り組みを推進していく必要があります。
- ・高齢者へのスポーツニーズの対応と同時に、保健、福祉分野と連携し、健康づくりや介護予防の視点からの取り組みが必要です。

### 3 障がい者のスポーツの現状



#### 【現状】

- ・障がいのある方が個人的にスポーツを楽しめることはあっても、市内で障がいのある方の団体はサッカーチームの1団体です。
- ・これまで福祉スポーツ大会を市民総合体育館で開催していましたが、屋根崩落事故の影響で開催が中止になっています。
- ・鶴瀬公民館で開催している青年学級(障がい者学級)の依頼を受けて、スポーツ推進委員がスポーツ指導を行っています。
- ・市内には、アジアパラ競技大会やデフフットサルワールドカップアジア予選に日本代表として出場し活躍した選手がいます。
- ・市では障がい者支援計画を定め、スポーツ活動の推進を位置づけています。

#### 障がい者支援計画の中のスポーツ活動の推進

施策・事業名	内 容
スポーツ活動機会の確保	必要に応じて障がい者スポーツ教室の支援を行うなど、障がいのある人も一緒に参加できるスポーツ活動機会の拡充に努めます。
スポーツ活動の指導の充実	さまざまな障がいの状況に応じた指導を図るため、必要に応じてスポーツ推進委員など指導者の、障がい者スポーツの研修会や指導者養成講座への参加促進に努めます。
スポーツ施設・設備の改善	スポーツ施設への障がい者対応トイレやスロープなどの設置に努めます。

#### 【課題】

- ・障がいのある方に対してスポーツに関する情報発信や普及啓発を図っていく必要があります。
- ・市で策定した障がい者支援計画に基づき、障がいのある方へスポーツ活動を開拓していく必要があります。
- ・障がいのある方も利用しやすいスポーツ環境の整備が必要です。
- ・障がいのある方がスポーツを行う場合には、介助者やボランティアなど人員や専門スタッフ、ボランティアの協力も必要であり、支援者の育成が必要です。

## 4 スポーツに関する情報提供



### 【現状】

- ・スポーツに関する情報については「広報ふじみ」や「市のホームページ」、チラシやポスターを活用して市民にお知らせしています。
- ・スポーツ大会等の開催の周知については、各新聞社に記事を提供しています。
- ・市民スポーツアンケートの結果においても回答者の約半数が「市広報紙」からスポーツの情報を得ています。

### 【課題】

- ・新たな参加を呼び掛けるためには、日時等をお知らせするだけでなく、参加いただけるような情報の工夫が必要です。
- ・会員を募集しているスポーツ団体やサークル等の情報提供についても、市民の方が入りやすいような取り組みや工夫が必要です。

## 5 保健・福祉・医療との連携



### 【現状】

- ・本市では、スポーツ担当課のほか、保健、福祉、医療等の分野において、健康体操や介護予防教室など、それぞれ事業を実施しています。
- ・市では平成28年度からスタートした健康ライフ☆ふじみ(富士見市健康増進計画・食育推進計画の中で、スポーツ・レクリエーション活動の推進を掲げ連携を図っています。
- ・第6期高齢者福祉計画の基本目標1「健康づくりと生きがいづくりの推進」中(3)生きがいづくりと社会参加の推進と題し、高齢者の社会参加の拡充を図っています。

#### 基本目標1 「健康づくりと生きがいづくりの推進」

##### (3) 生きがいづくりと社会参加の促進

###### ③社会参加活動への支援

項目	内容
C高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進	高齢者の多様なニーズに対応できるスポーツ・レクリエーションなどの活動機会の確保を図るため、健康づくり事業と連携したスポーツ活動の推進や市民によるスポーツ・レクリエーションなどの活動支援、指導で生きる高齢者の市民人材バンクへの登録促進など、高齢者の活動や社会参加の機会の拡充を図ります。

### 【課題】

- ・生活習慣病の予防、介護予防、高齢者医療費の抑制などはスポーツ・レクリエーション活動を日常化することで、効果があるとされていることから、保健・福祉・医療・スポーツ等の部門が連携し、各世代のライフステージに合わせたスポーツ活動の展開が必要です。

## 6 市民スポーツアンケートからみた今後の課題

### (1) 市民スポーツアンケート結果から見た現状

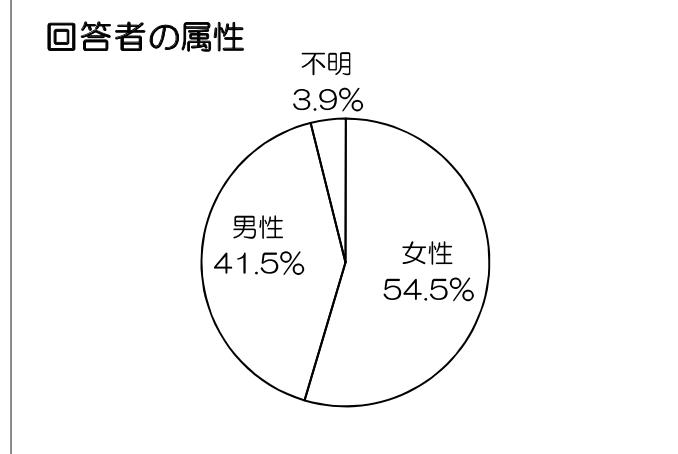
平成 26 年 12 月、本市の住民基本台帳から無作為に抽出した 16 歳以上の市民 1,000 人に対して郵送による「スポーツに関するアンケート調査」を実施しました。回答数は 330 件であり、回答率は 33.0% でした。

※アンケート調査結果の%表記については、少数第 2 位を四捨五入した値であるため、割合の合計が 100% にならない場合もあります。

#### 【回答者の属性】

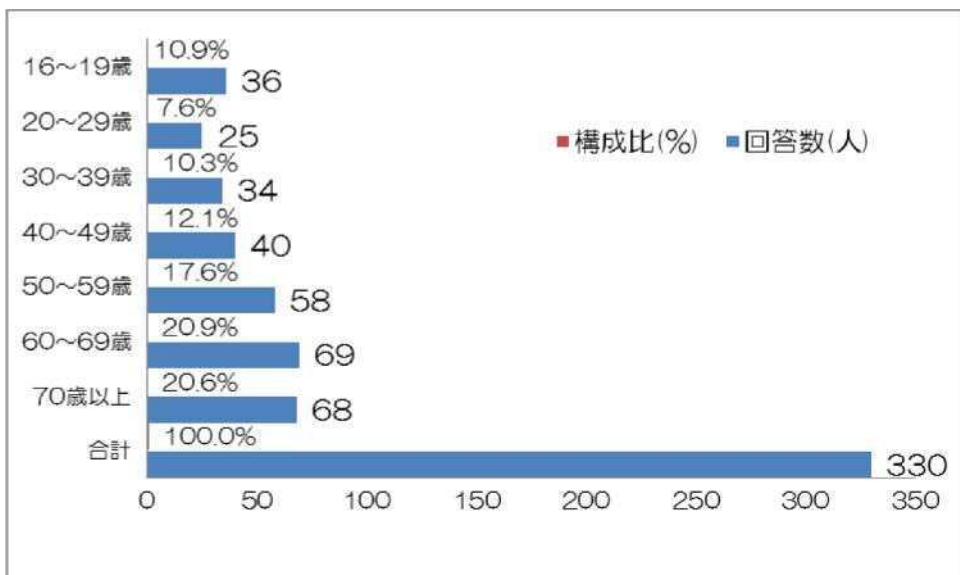
回答者の性別は、男性 41.5%、女性 54.5% となっていました。

	回答数(人)	構成比(%)
男性	137	41.5%
女性	180	54.5%
不明	13	3.9%
合計	330	100.0%



#### 【回答者の年齢区分】

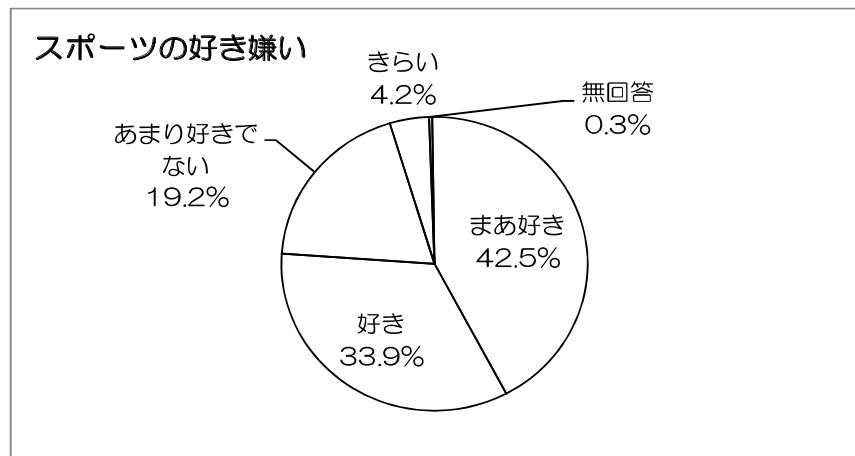
回答者の年齢区分が高くなるにつれて回答者数も多くなる傾向がみられました。



## 【スポーツの好き嫌い】

スポーツをすることが「好き」という回答が33.9%、「まあ好き」の42.5%を併せると、76.4%の方が肯定的な回答をしていました。一方、スポーツをすることが「あまり好きでない」「きらい」は23.4%となっていました。

男女別でみると、スポーツをすることが「好き」と回答したのは男性の40.6%、女性の 28.9%と大きな違いがみられました。女性で「あまり好きではない」「きらい」と答えた人は併せて30%にのぼり、男性の倍以上の割合となっていました。



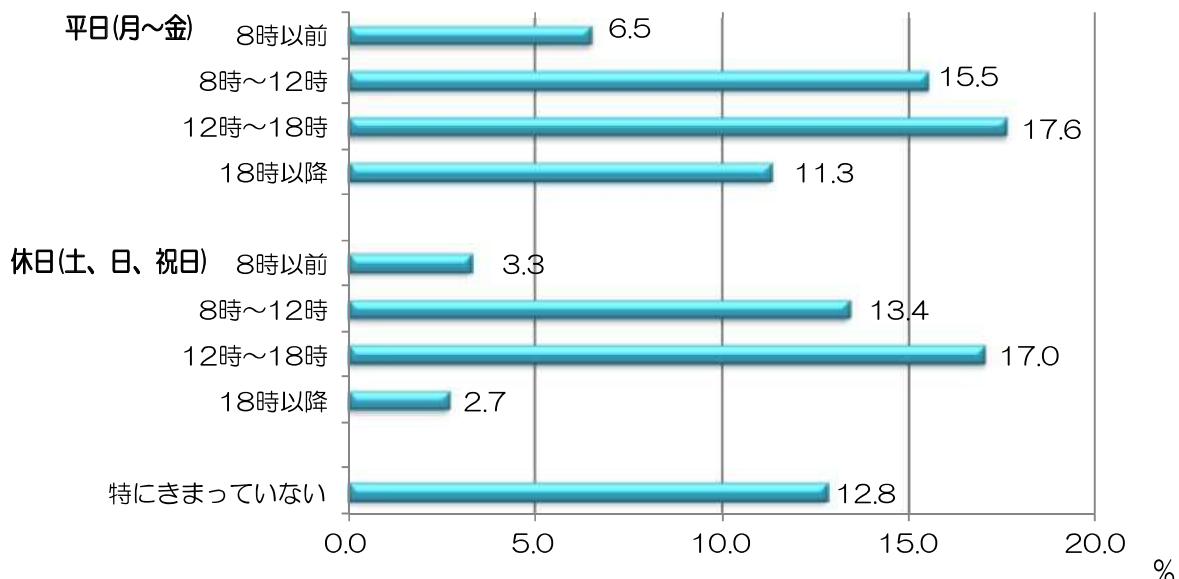
区分	回答数(人)		構成比(%)
	男	女	
まあ好き	59	74	42.5%
好き	54	52	33.9%
あまり好きでない	17	43	19.2%
きらい	2	11	4.2%
無回答	1	0	0.3%
合計	133	180	100.0%

年代別でみると、スポーツをすることが「好き」と回答した割合が最も多かったのは40歳代で55.0%でした。「まあ好き」と合わせると90%に達する一方、20歳代・30歳代は肯定的な回答が60%台で、10歳代の80%台、60歳代及び70歳以上の70%台に比べると肯定的な回答の割合が低い結果となっていました。

本アンケートでは、市民のスポーツに関する現状や意識を把握するため、市民が「いつ」「どこで」「誰と」「どの時間に」「何のスポーツをしているのか」などを調査しています。市民スポーツアンケートの結果から本市のスポーツにおける現状は次のとおりです。

- ・スポーツ活動の現状

- ①スポーツをする活動時間について（複数回答）

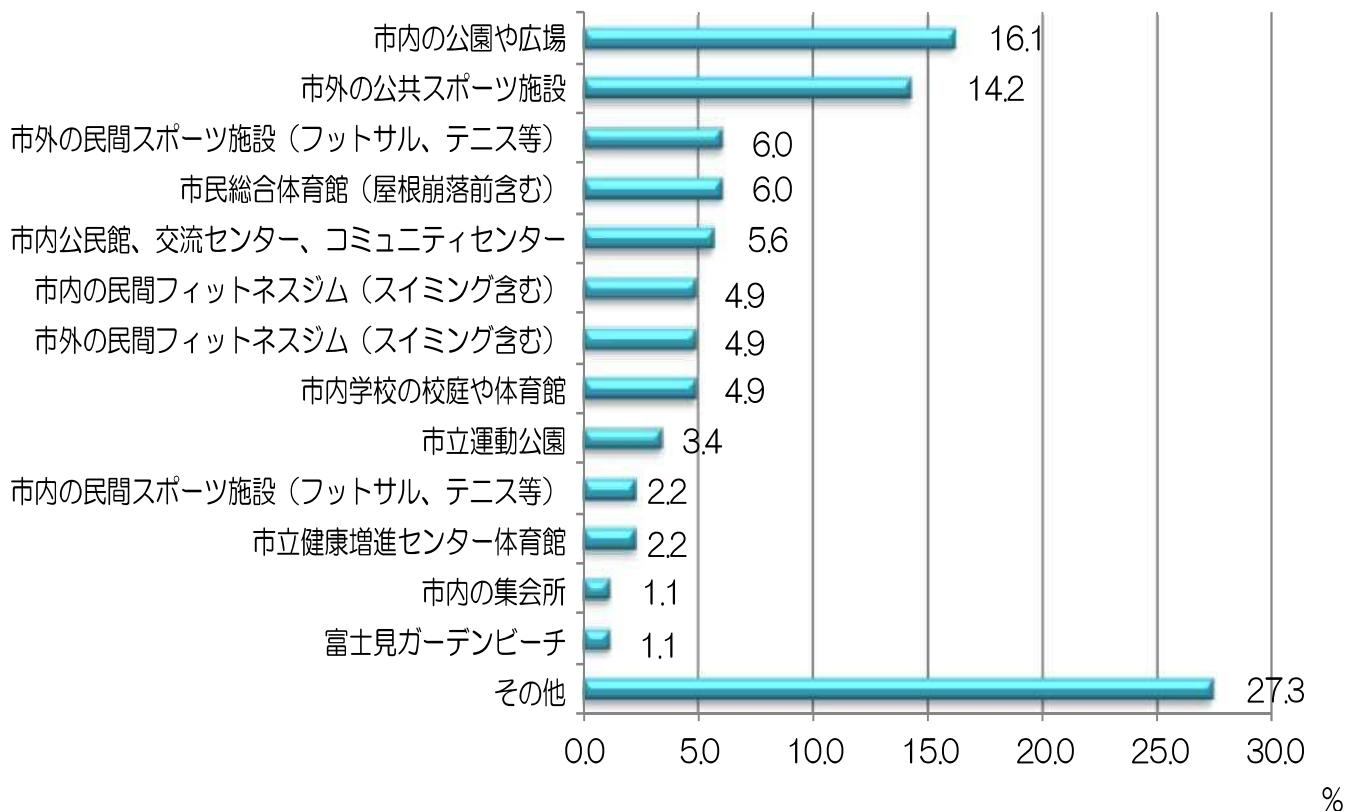


平日におけるスポーツの活動時間は「12時～18時」が17.6%で最も多く、次に「8時～12時」「18時以降」と続いています。

休日では「12時～18時」が17.0%と最も高く、次に「8時～12時」という結果でしたが、「18時以降」は平日と比べてかなり低い結果となっています。

年代別では、平日におけるスポーツの活動時間帯は、10歳代、20歳代、30歳代では午前中の活動者がほとんどなく、逆に午前中に活動する比率が高いのは60歳代以上であり、18時以降の活動が多いのは50歳代という結果でした。休日におけるスポーツの活動時間帯は、特に10歳代、30歳代のほぼ全数が日中の活動者でした。

## ②スポーツをする場所について

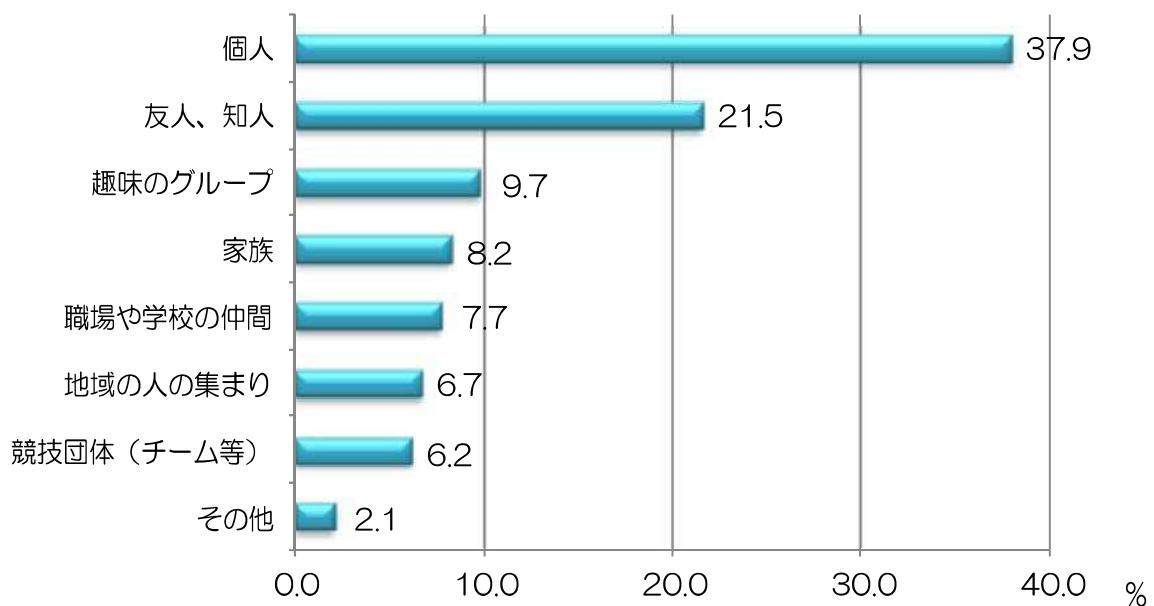


スポーツをする場所は「市内の公園や広場」が 16.1%と最も高く、次に「市外の公共スポーツ施設」(14.2%)、「市民総合体育館」「市外の民間スポーツ施設」(いずれも 6.0%)、「市内公民館、交流センター、コミュニティセンター」(5.6%) となっています。

民間スポーツ施設やフィットネスクラブを含め、市外のスポーツ施設を利用する人の割合も比較的高くなっています。

年代別でみると、全体で最も回答の割合が高かった「市内の広場や公園」については、特に 20 歳代 (40.0%) と 70 歳代 (45.7%) の回答割合が高く、また、20 歳代から 50 歳代で市外施設の利用者の割合が比較的高く、中でも 30 歳代の市外施設利用はかなり高い比率でした。逆に 20 歳代から 50 歳代における市内の施設、特に「市内の集会所」「公民館、交流センター、コミュニティセンター」等の地域施設利用者の割合がきわめて低くなっていましたが、これは仕事等の帰途に市外施設を利用して運動・スポーツをするケースが多いためではないかと思われます。

### ③スポーツをする相手について

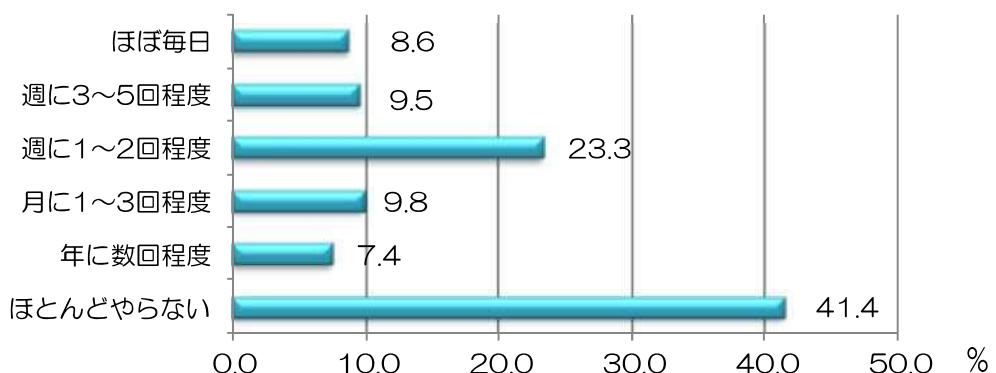


スポーツをする相手は、「個人」(1人で)が37.9%、次に「友人、知人」が21.5%という結果でした。1人でスポーツする人は4割弱おり、それ以外は友人や仲間とともに活動しています。

年代別では、スポーツをする場所が主に学校である10歳代のみ「学校・職場の仲間」という割合が高い結果となっています。20歳代の約半数は「友人・知人」であり、「家族」との回答が最も多かったのは30歳代でした。

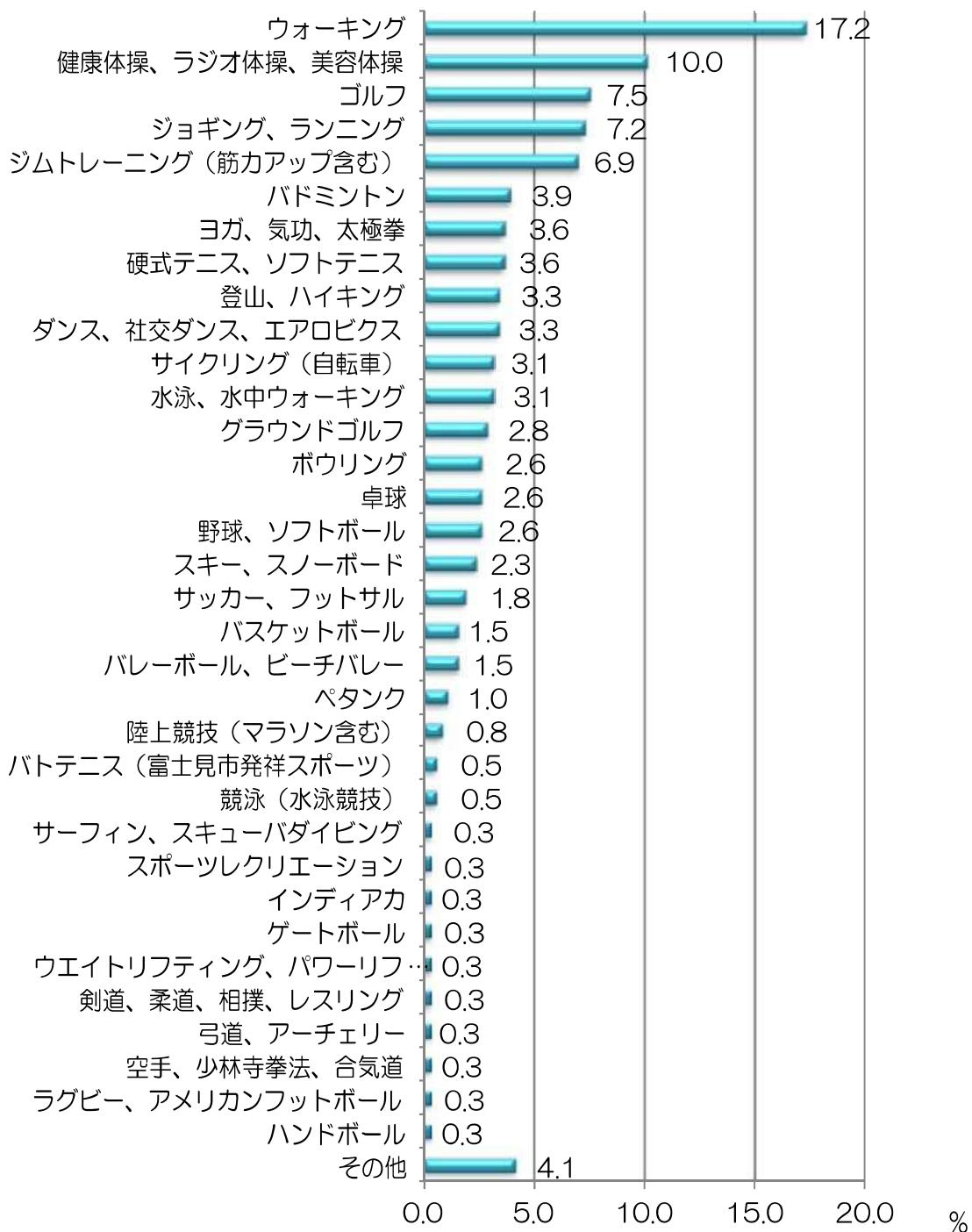
60歳代以上で「個人」という回答が過半数近くを占めており、1人で活動している人もかなりいることがうかがえます。

### ④スポーツをする頻度



「ほぼ毎日」「週に3~5回程度」「週に1~2回程度」をあわせると41.4%が週1回以上スポーツを実施しているという結果となっています。また、「ほとんどやらない」という回答が41.4%となっています。

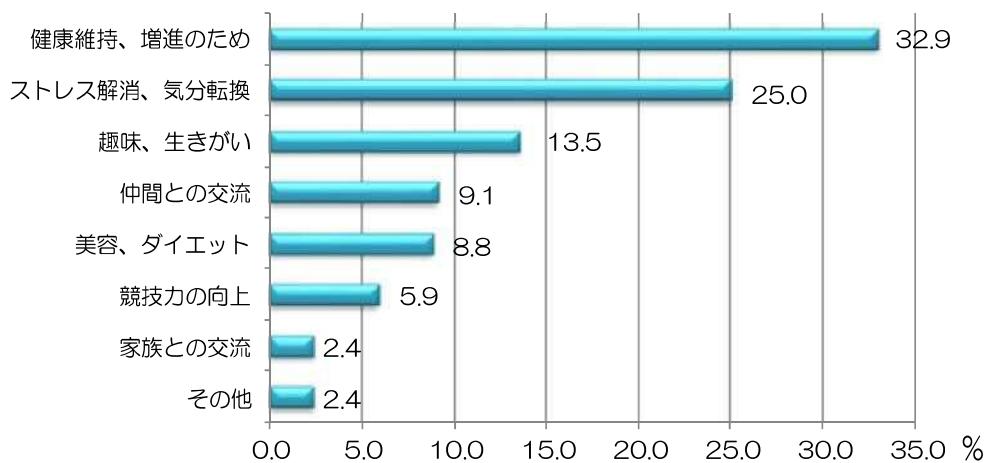
## ⑤行っているスポーツについて



現在行っているスポーツ種目としては、「ウォーキング」が 17.2%、次に「健康体操、ラジオ体操、美容体操」が 10%、「ゴルフ」が 7.5% の順となっています。

直近の世論調査（内閣府：平成 25 年）では、①ウォーキング、②体操、③ボウリングの順でしたが、本調査の結果と比較すると本市は「ゴルフ」愛好者の割合が比較的高いことがわかります。

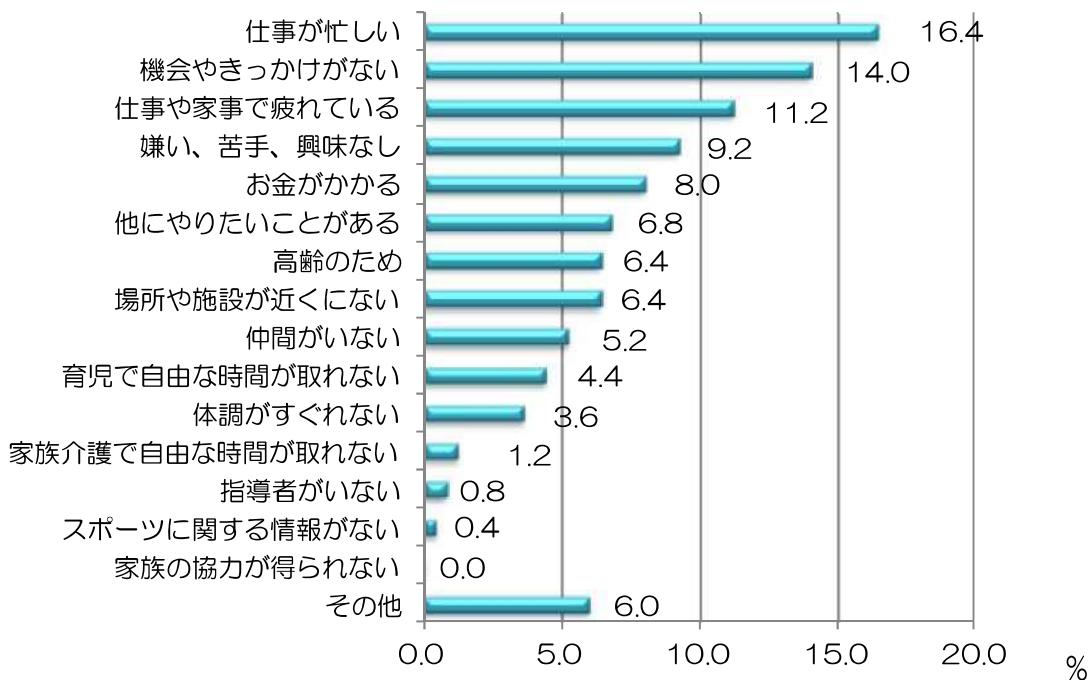
## ⑥スポーツを行う理由について



「健康維持、増進のため」が 32.9% と一番多く、次に「ストレス解消、気分転換」が 25.0% の順になっています。

年代別では、若い年代が競技志向の傾向が高く、また、30 歳代が「ストレス解消、気分転換」の視点で、60 歳以上では健康維持や介護予防の視点で、身体を動かす機会のニーズが高いと考えられます。

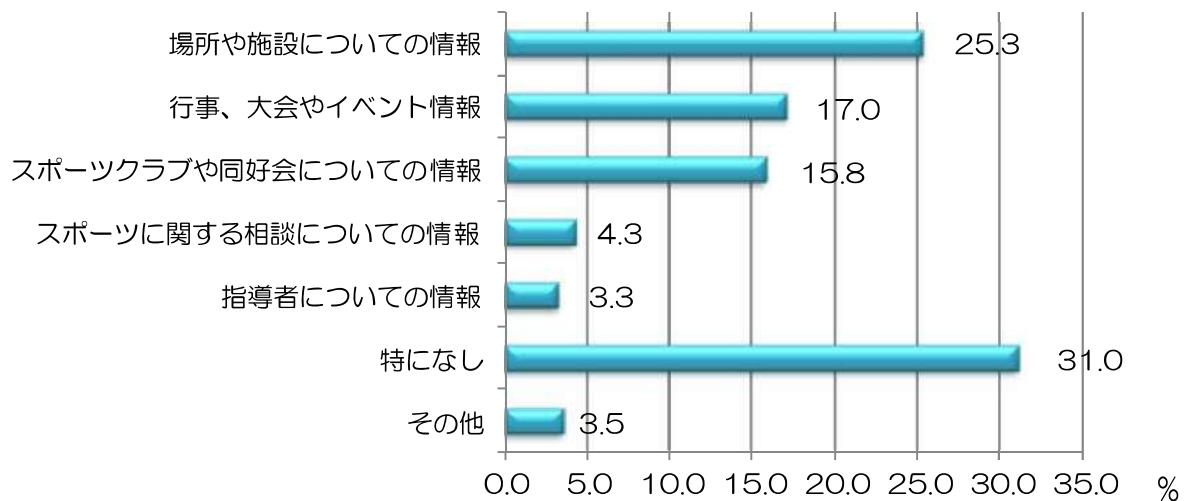
## ⑦スポーツをしない理由について



「仕事が忙しい」が 16.4% と一番多く、次に「機会やきっかけがない」が 14.0%、「仕事や家事で疲れている」の 11.2% の順になっています。

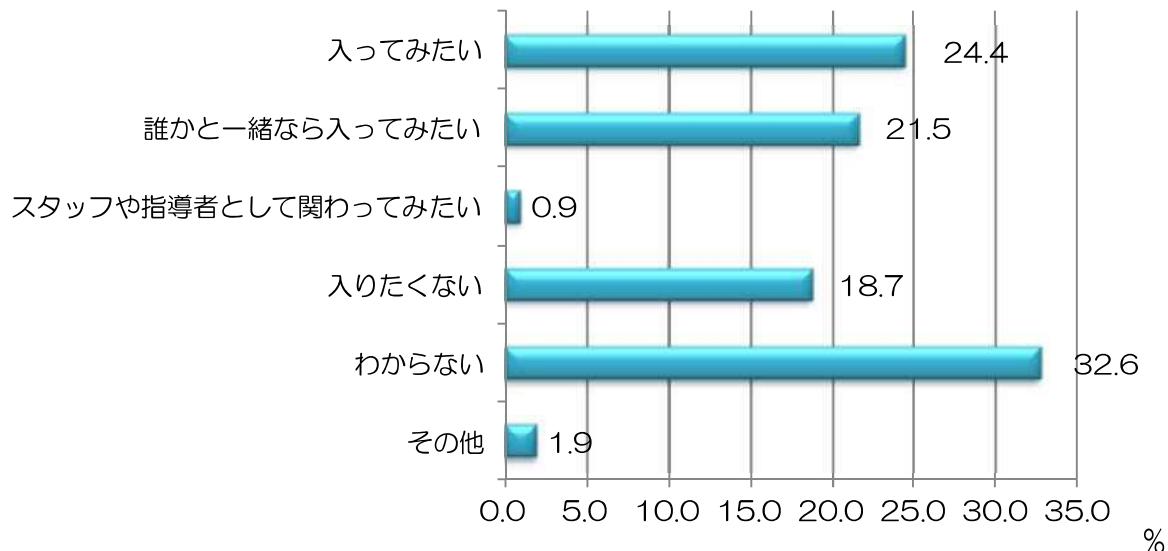
年代別では「嫌い、苦手、興味なし」と答える割合は 20 歳代が意外にも高い結果でした。「機会やきっかけがない」においても、10 歳代、20 歳代が高い結果となっています。

## ⑧市のスポーツに関する情報で不足しているもの



「特になし」が 31.0%と最も多く、次に「場所や施設についての情報」が 25.3%という結果となりました。その他の高い項目を考えると、施設、プログラム、クラブといった基本的なスポーツ事業に関わる情報ニーズの不足が比較的高いといえます。

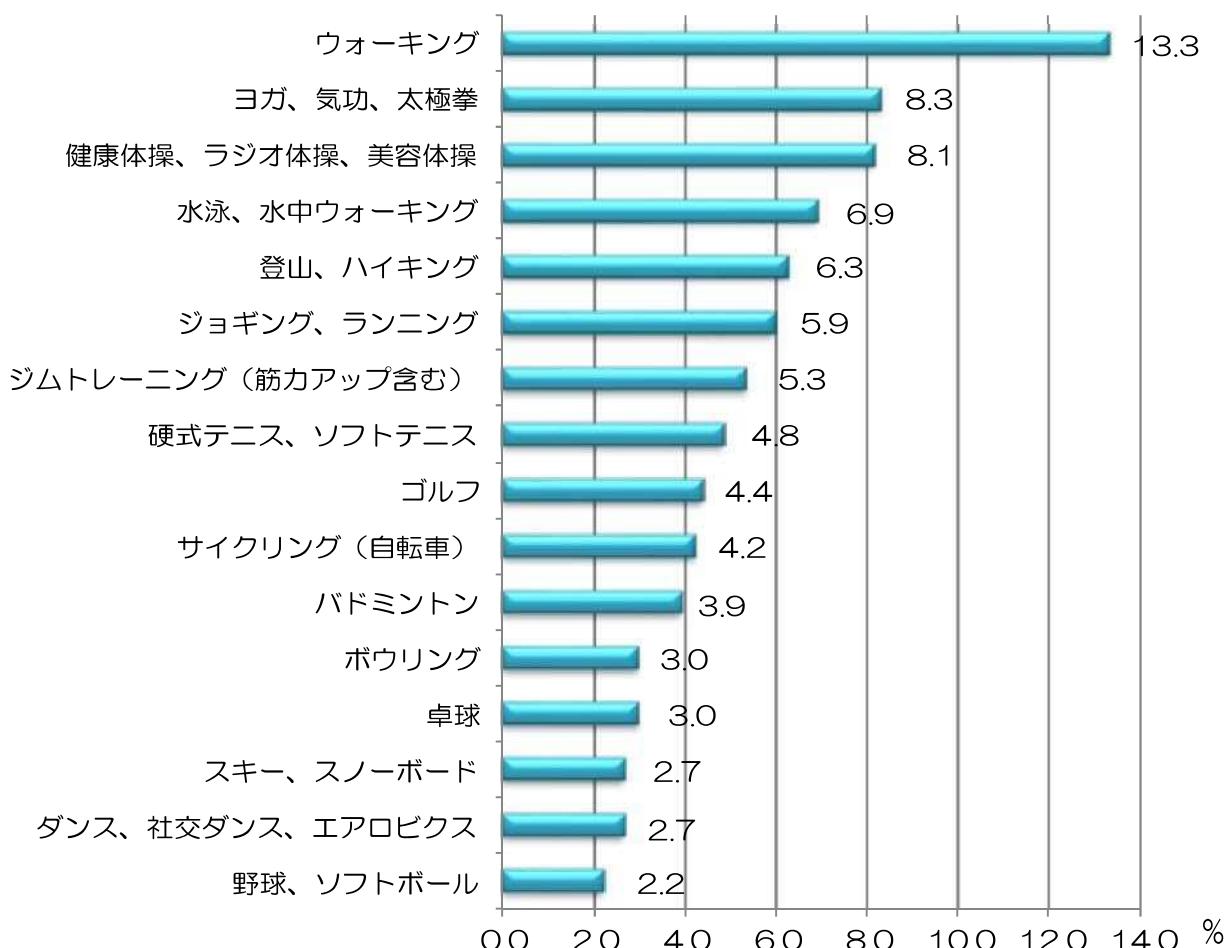
## ⑨総合型地域スポーツクラブに入りたいか



総合型地域スポーツクラブを知っているかという問い合わせに対しては、回答者の 90%の方が「知らない」と回答しています。現在、富士見市には総合型地域スポーツクラブはありません。

また、地域に総合型地域スポーツクラブがあったら「入ってみたい」「誰かと一緒になら入ってみたい」「スタッフや指導者として関わってみたい」を合わせると約 47%と関心の高い市民が半数近くいることがわかります。

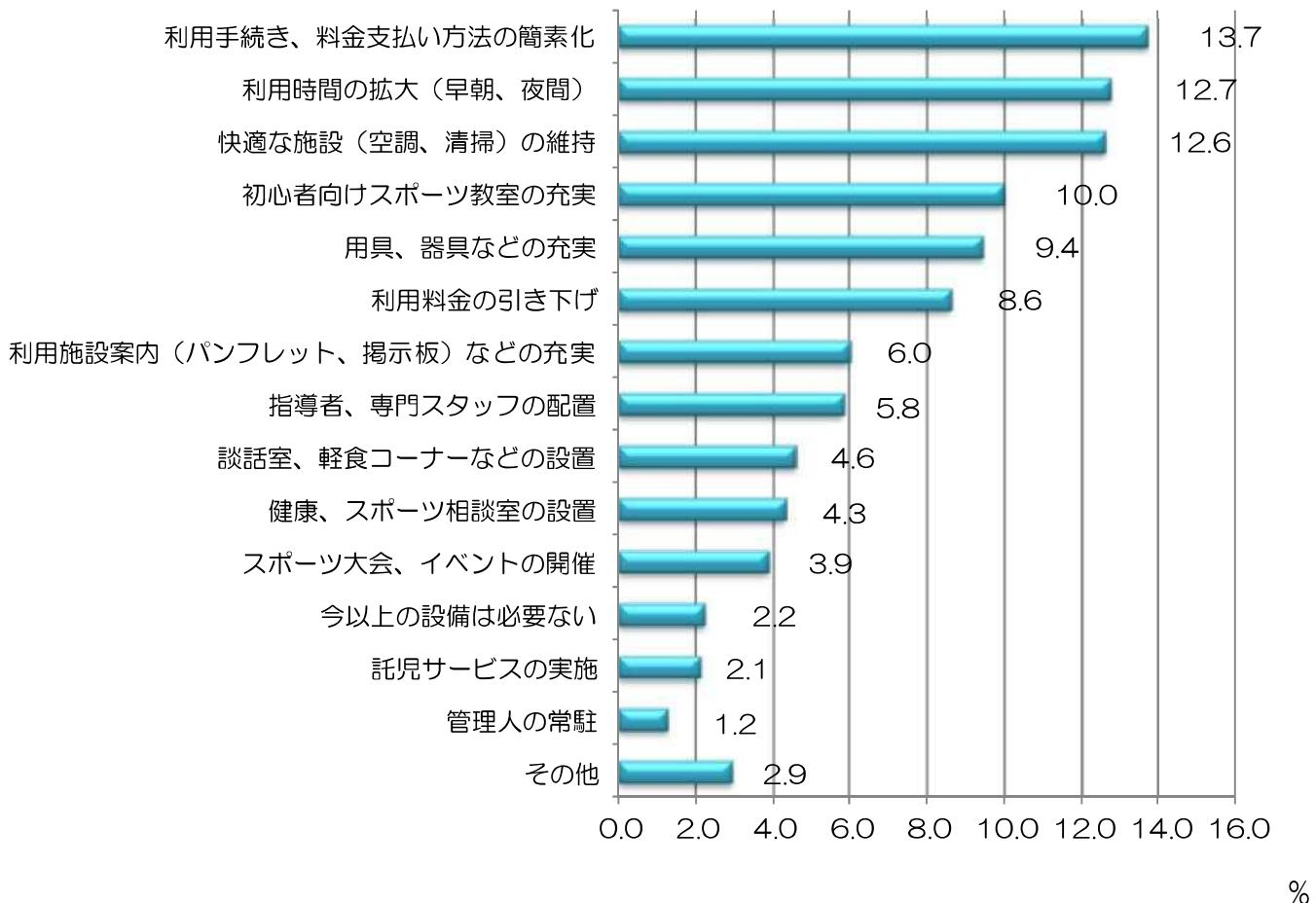
⑩今後定期的に行っていきたいスポーツについて



「ウォーキング」の13.3%をはじめ、次に「ヨガ、気功、太極拳」の8.3%、「健康体操、ラジオ体操、美容体操」の8.1%など、個人で好きな時間に行うスポーツを今後行ってみたいという傾向になりました。ちなみに個人でも行える種目を合計すると7割を超えていたことがわかりました。

平成25年の内閣府の世論調査では、①ウォーキング、②体操、③水泳、④ランニング・ジョギング、⑤テニス・バドミントン・卓球の順でしたが、これと比較して、本市は「ヨガ」や「登山・ハイキング」の割合が比較的高いといえます。

## ⑪市全体のスポーツ施設への要望



富士見市のスポーツ施設の要望では、「利用手続き、料金支払い方法の簡素化」「利用時間の拡大（早朝、夜間）」「快適な施設（空調、清掃）の維持」が上位となっています。また、「用具、器具などの充実」「初心者向けスポーツ教室の充実」「利用料金の引き下げ」などの回答も多い結果でした。

なお、平成25年の内閣府の世論調査では、①手続き簡素化、②利用時間拡大、③施設の快適性、④教室の充実、⑤用具・器具の充実など、施設利用に関わること、プログラムに関する希望が多い結果でした。

⑫スポーツ振興について、力を入れてほしい点



富士見市のスポーツ振興について、力をいれてほしい点では、「公共スポーツ施設の充実」が最も多くなっています。次に「情報提供の充実」「高齢者の健康と交流の場づくり」の順となっています。

これらの結果から、スポーツ施設・スポーツ情報・スポーツプログラムなどの充実が、特に力を入れてほしい要望ということがわかります。

## (2) 市民スポーツアンケート結果から見た課題

市民スポーツアンケートによる結果を踏まえ、本市では、誰もが気軽にスポーツができる環境づくりに向けて、施設の整備・充実・情報発信など、スポーツ環境の整備に向けた取り組みを推進していく必要があります。

### 課題1：スポーツ実施率（週1回以上）の向上

普段スポーツをしていない人に対する働きかけを行い、生涯スポーツに出会うきっかけをつくるとともに、日常生活の中にスポーツを取り入れていただくことが必要です。

平成12年の国の政策目標（スポーツ振興基本計画）では「成人週1回以上のスポーツ実施率50%」、平成24年の国の政策目標（スポーツ基本計画）では「成人週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）」を掲げていますが、平成25年1月の体力・スポーツに関する世論調査では47.5%、平成27年では40.4%のスポーツ実施率でした。

今回のアンケート調査結果と比較すると、市民のスポーツ実施率は41.4%と世論調査の結果より若干高い数値となっていますが、今後、実施率の向上に向けて各種の方策を展開する必要があります。

### 課題2：いつでも、どこでもスポーツができる環境づくり

子どもから高齢者まで、年齢層にあったスポーツの普及に取り組み、競技志向に加えて、心身の健康増進を意識しながら手軽に取り組めるスポーツの推進や生涯にわたり楽しみながらスポーツができる環境づくりの推進が必要です。

市民のスポーツ活動については、スポーツ活動の機会やきっかけがないためにスポーツをしない人(14.0%)がみられることから、スポーツに参加できる機会やきっかけづくりを継続的に行う必要があります。活動時間についても、高齢化の進展により平日に活動している人が多いこと、社会人は日中仕事等に従事している人が多いことなどを勘案し、平日の昼間はもちろんのこと、夜間のスポーツ活動についても検討していく必要があります。

また、近年、スポーツライフの変化に伴って個人でスポーツを楽しむ方が増加しています。昨今のウォーキング、ランニングやマラソンブームもその一つと思われますが、こうした市民の自主的・自立的なスポーツ活動は今後とも積極的に推進する必要があります。

もちろん、個人の好きなときに、都合のよい時間でスポーツを楽しむことも大切ですが、市民のスポーツ実施率を向上させるには、これまであまりスポーツに親しみのない人たちがスポーツに取り組むためのきっかけづくりや仕組みづくりも大切になるといえます。こうした意味からも、施設の整備と機能化、教室・イベントの開催、クラブの育成などをはじめとして、市民がいつでも、どこでもスポーツができる環境づくりを行う必要があります。その際に、スポーツを「する」ことの

みならず、「観る」「支える」といった多様な関わりを経験できるような取り組みも積極的に実施していく必要があります。

### 課題3：スポーツ情報の提供方法

市民のスポーツ参加の意欲を高めるため、さまざまな媒体を通じてスポーツに関する情報提供及び発信に努めるとともに、市民がより簡単な方法で情報を入手できるようなシステムを構築していくことが必要です。

今回のアンケート調査では、「広報ふじみ」や「回覧板」によってスポーツ関連行事・教室等について知ったという市民の割合が比較的高く、伝統的な媒体による情報提供が重要であることを示す結果となりました。また、家族や知人を通じた「クチコミ」の影響力もかなり大きいことが明らかになっています。

市民のスポーツへの参加意欲を促進するためには、公共スポーツ施設に関するだけでなく、幅広いスポーツ情報を多様な媒体を通じて提供していく必要があります。

### 課題4：身近なスポーツ環境の整備、体育施設の整備・充実

スポーツ施設について、市民ニーズや社会環境の変化に対応した施設の管理運営を行っていく必要があります。また、市民総合体育館については、1日も早く再開に向けて取り組み、スポーツ推進の拠点として多くの市民にご利用いただけるような施設としていく必要があります。

今回の調査で、スポーツを行う場所を尋ねたところ、最も多かったのは「市内の公園や広場」、次に「市外の公共スポーツ施設」でした。

市外のスポーツ施設については、このほかに民間スポーツ施設やフィットネスクラブなどもあげられており、これらのことから市外で活動する割合が比較的高いことが推察されます。この一因としては、市民総合体育館の利用ができないことが大きく影響していると思われますが、それ以外の施設の利用率を高める工夫が必要であると考えられます。

なお、市内の民間フィットネスジム、市外の民間フィットネスジムの利用率は同じ割合になっています。

また、学校体育施設の利用率は4.9%ですが、ほとんどの施設は空きのない状況になっています。更なるスポーツ推進のためには活動場所を充実させていく必要があります、市内スポーツ施設のセンター的役割が期待される市民総合体育館の早期再開が望まれます。

## 課題5：富士見型地域スポーツクラブの設置

地域における身近な運動・スポーツ活動の拠点となり、かつ、地域の交流の場となる「総合型地域スポーツクラブ」が本市にないことから、創設に向け支援していくことが必要です。

文部科学省の全国調査（H26.7 実施）によれば、全国には 3,512 の総合型地域スポーツクラブがあり（準備中を含む）、市町村の育成率（少なくも 1 つ以上のクラブがある自治体）は 80.1% にのぼります。埼玉県でも既に 94 のクラブが 45 市町村（74.4%）に創設されています。

今回の市民スポーツアンケートにおいて、既存のスポーツチームや同好会へ加入している人の割合も 10.6% と国の全国調査の結果（16.2%）より低い水準にあることが明らかになりました。しかし、個人でスポーツをする人が増えていることや総合型地域スポーツクラブに「加入したいと思う」人の割合も 3 割近くいることからも、総合型地域スポーツクラブに対する潜在的なニーズは高いのではないかと推察されます。

また、中学生までは学校での体育活動の他に個人でスポーツに取り組んでいる方が多くみられましたが、高校生以上になるとスポーツをする人の割合が低くなる傾向がみられました。こうしたスポーツ離れを解消し、生涯スポーツ社会を実現していく一つの方法として総合型地域スポーツクラブがあり、富士見市においても、市民スポーツアンケートや聞き取り調査からみえる課題解決の一つの手段として、市の特性や強み、これまでのスポーツの歩みを生かした「富士見型地域スポーツクラブ」の創設に向けた検討や支援を地域の関係団体や関係者と連携・協力して行っていく必要があります。

なお、今回の富士見市の調査で市民の総合型地域スポーツクラブに対する認知度が極めて低いことも判明したため、まずは総合型地域スポーツクラブそのものの啓発活動・PR 活動も必要であると考えます。

### 用語解説

**総合型地域スポーツクラブ**：人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、（1）子どもから高齢者まで（多世代）、（2）さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、（3）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。文部科学省では、平成 7 年度から 15 年度までの 9 年間、地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指す「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施してきました。

## 7 市内小中学生に対するアンケートからみた今後の課題



### (1) 小中学生に対するアンケート結果から見た現状

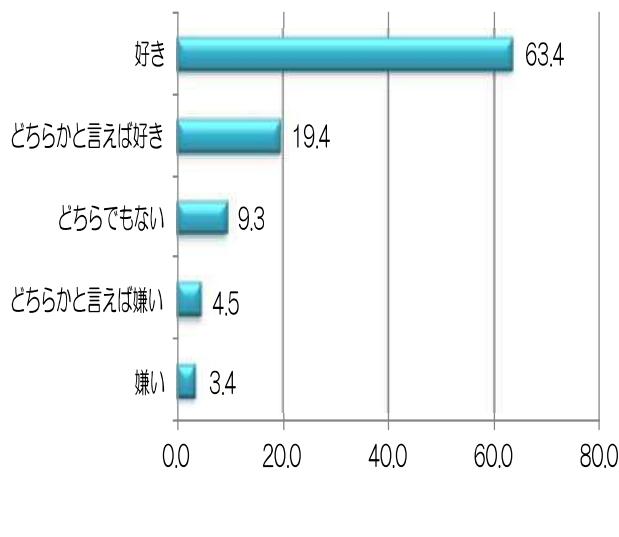
平成27年4月、市内小学5年生及び中学2年生に対し「スポーツアンケート調査」を実施しました。アンケートの調査結果から、子どもたちのスポーツに対する意識やかかわり方など、現状は次のとおりです。

対象	配布数	回答者数	回答率	備考
小学5年生	363人	354人	97.5%	市内全11小学校5年生1クラスに調査票を配布
中学2年生	208人	198人	95.2%	市内全6中学校2年生1クラスに調査票を配布

#### ・スポーツ活動の状況

##### ① スポーツをすることが好きかどうか

小学5年生



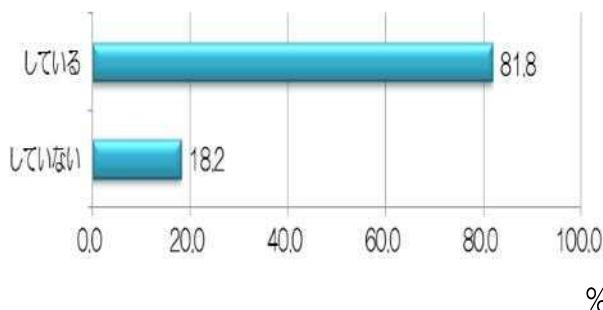
中学2年生



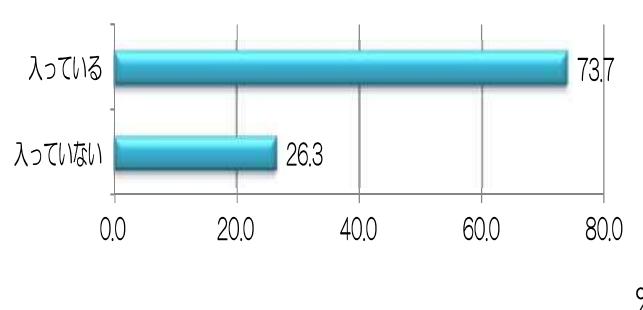
小学5年生は「好き」「どちらかと言えば好き」を合せると約8割の児童は「スポーツが好き」と回答しています。また、中学2年生も「好き」「やや好き」をあわせると小学生と同じく約8割の生徒が「スポーツ好き」という回答になっています。

## ②体育の授業以外のスポーツ活動（中学生は運動部活動の加入状況）

小学 5 年生



中学 2 年生



体育の授業以外のスポーツ活動の状況について、小学 5 年生は約 8 割、中学 2 年生は、約 7 割強の生徒がスポーツ（運動部活動含む）を行っている状況になっています。

## ③主に行っているスポーツ（中学生は運動部活動含む）

小学 5 年生



中学 2 年生

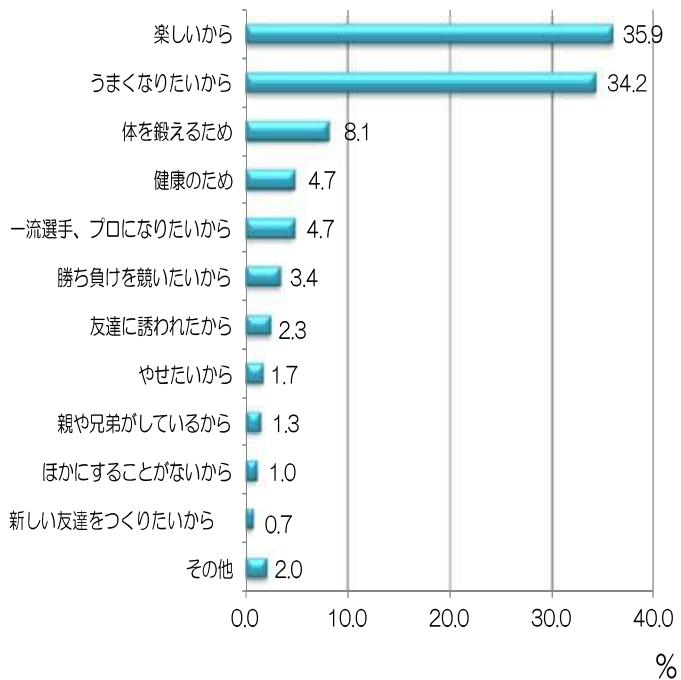
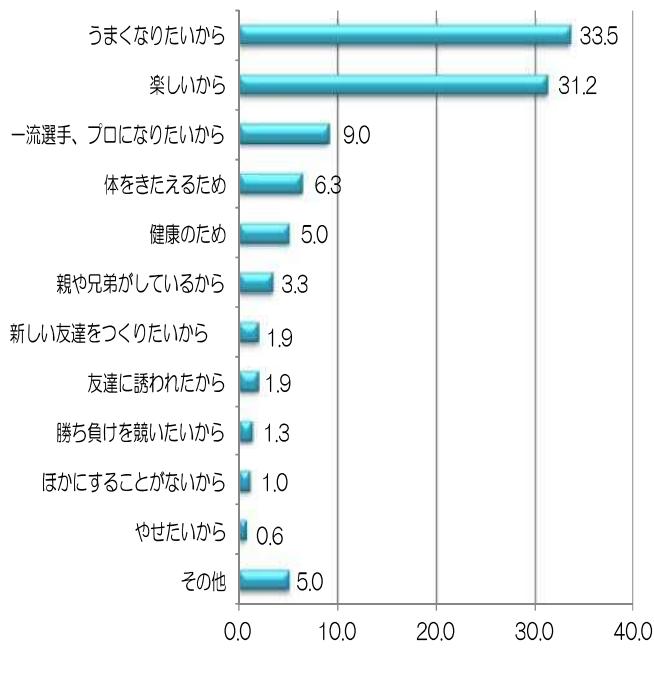


小学 5 年生は「水泳」「サッカー、フットサル」「野球」の順であり、中学 2 年生は、「バスケットボール」「サッカー、フットサル」「バレーボール」の順となっています。

#### ④スポーツ（体育の授業以外）をする理由

小学5年生

中学2年生

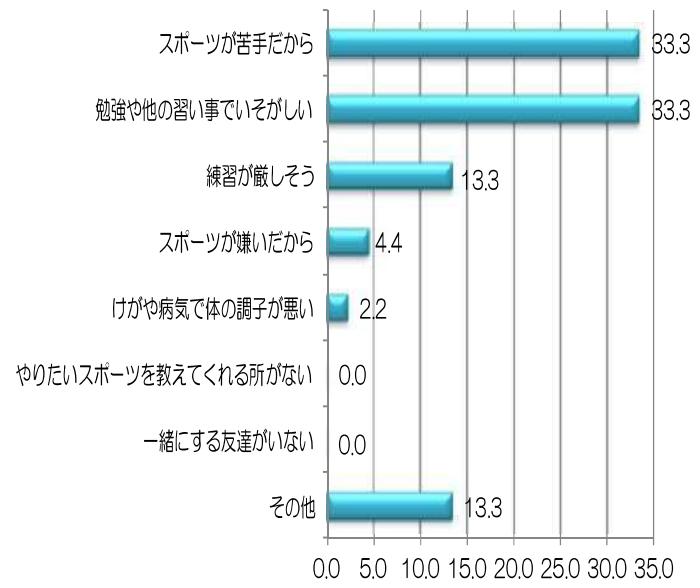
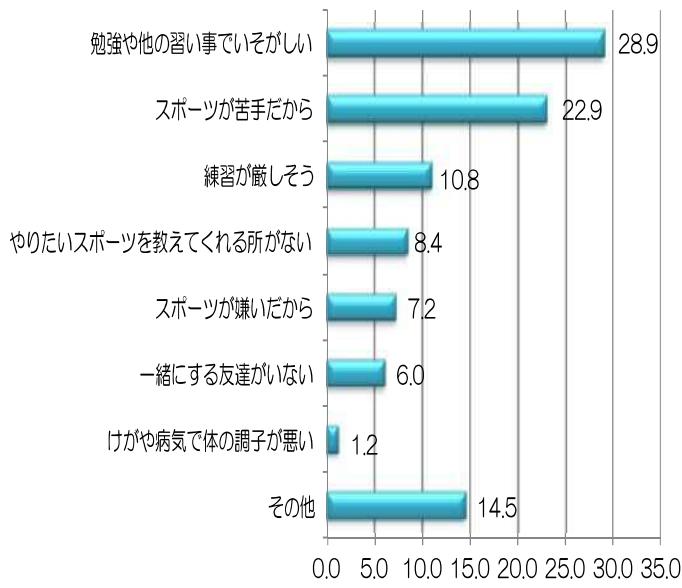


小学5年生、中学2年生とも「楽しいから」「うまくなりたい」からが上位になっています。

#### ⑤スポーツをしていない主な理由

小学5年生

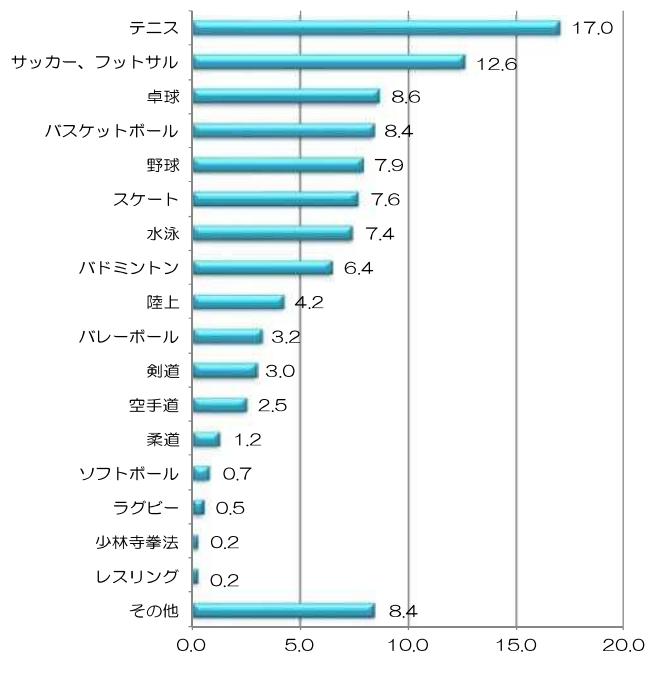
中学2年生



小学5年生、中学2年生とも「スポーツが苦手だから」が上位となっています。

## ⑥今後やりたいと思うスポーツ

小学 5 年生



中学 2 年生



小学 5 年生、中学 2 年生とも「テニス」「サッカー、フットサル」が上位になっています。



ドッヂビー教室

## (2) アンケート結果からの課題

小学校5年生、中学生2年生を対象に実施したスポーツアンケートの調査結果から、子どもたちのスポーツに対する意識やかかわり方を把握しました。そこから、子どもたちに対する今後の市の取り組むべき課題を次のとおりまとめました。

### 課題1：いつでも、どこでもスポーツができる環境づくり

- ・一昔前に比べて多様なスポーツ競技があることで、子どもたちのスポーツを選択する幅も広がり、多くの児童・生徒がスポーツに取り組んでいることが分かりました。
- ・今行っているスポーツを続けたいという児童・生徒は7割以上いた反面、体育の授業以外にスポーツをしていない児童・生徒に対しても「スポーツを見る機会の提供」など、何らかの形でスポーツ・レクリエーションに親しんでもらうような取り組みが必要になります。そして、競技種目は変わっても生涯にわたりスポーツを継続してもらうような取り組みが必要です。

### 課題2：スポーツへの関心を高める取り組み

- ・スポーツがあまり好きでない子ども達は、それぞれに理由があるかと思いますので、あらゆる工夫を持ってスポーツを好きになるきっかけをつくる取り組みが必要です。

### 課題3：市のスポーツイベントへの参加率の向上

- ・小学生については富士見市のスポーツイベントに参加したことがない人の割合が多いため、今後、周知方法や実施時期、イベントの内容を精査するなど、現在のスポーツイベントを幅広く見直していく必要があります。

## 8 スポーツ団体等へのヒアリングからみた今後の課題



### ・現状から見た今後の取り組むべき課題について

市民スポーツアンケート、市内小中学生に対するスポーツアンケート調査のほか、市内で活動するスポーツ団体や関係者へのヒアリングから、富士見市の今後のスポーツ推進にあたり取り組むべき課題を次のとおりまとめました。

#### スポーツ関係者ヒアリング調査結果からの課題

- ・会員数が減少しており、かつ、新たな会員の加入が難しい状況にあることから、さまざまな媒体を通じてスポーツ団体の情報を提供し、スポーツ人口の増加に結び付けていくような環境づくりが必要です。
- ・練習場所が確保できない状況にあることから、施設を有効活用して多くの団体が活動できるようにしていくことが必要です。



スポーツ指導者養成講座

## 第3章

### 計画の基本的な考え方



#### 1 基本理念



第2章で明らかになった本市のスポーツの現状と課題を踏まえ、次のとおりスポーツ推進計画の基本理念を設定します。

##### ・スポーツ推進計画の大きな目標の確認

##### ～計画の目指す姿（基本理念）について～

①子どもから高齢者、障がいのある人まで、市民の皆さんのが日常の生活を送る中で、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じ、生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しんでいただき、いきいきとした生活を過ごしてもらうことを目標とします。

②さまざまな目的をもって、現在、スポーツ・レクリエーション活動を継続的に行っている人については、引き続き、生涯スポーツとして末永く取り組んでいただけるよう、その支援となるような計画を目指しています。

③日頃スポーツをしない方、スポーツが苦手という方に対して、身体を動かす楽しさを一人でも多くの方に知ってもらい、市民の健康増進につなげていくことを目標とします。



## 2 基本目標



基本目標は、次に掲げる国のスポーツ基本計画及び埼玉県スポーツ推進計画で示されている課題や富士見市の各計画ともできるだけ整合性を図る必要があります。そこで、上位の計画を考慮しつつ、基本理念に基づいて4つの基本目標を柱として総合的に施策を推進します。

### 【参考】国のスポーツ基本計画（7つの課題）

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

### 【参考】埼玉県スポーツ推進計画（4つの課題）

#### 「彩の国スポーツプラン2010」の結果から

- ①仕事や家事・育児等に忙しく、スポーツに取り組む時間がない人やスポーツに苦手意識を持つ人、高齢者、障がい者など、広く県民に対してスポーツ活動への働き掛けが必要。
- ②地域におけるスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの設立を進める一方、クラブの自立と安定的な運営を支援することが必要。
- ③国民体育大会に向けて強化した選手の引退等に伴い、本県の選手の競技力は全体的に低下傾向にあり、特に女子やジュニア世代の競技力の低下が著しく対策が必要。
- ④埼玉県スポーツボランティアの登録者数は順調に伸びましたが、ボランティアの活動機会を増やし、県民のスポーツ参加を促進することが必要。

## 【参考】富士見市総合計画 第5次基本構想・中期基本計画（H26年度～30年度）

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

### 3 施策の内容

#### （1）生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

- ・「(仮称)富士見市スポーツ推進計画」の策定
- ・年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体などと連携した地域スポーツ教室、スポーツイベントなどの事業を充実
- ・スポーツ活動に関する相談・情報提供などの充実
- ・地区体育祭や関係団体などの活動を支援

#### （2）スポーツを楽しめる場の充実

- ・市民総合体育館や富士見ガーデンビーチ、運動公園などの施設について、市民ニーズに対応した環境整備を進めます。
- ・学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携して取り組みます。

## 【参考】富士見市教育振興基本計画（H25年度～29年度）

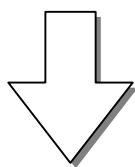
第3章 施策の展開

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進

生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備充実



【基本目標1】すべての年齢層に応じたスポーツ活動の推進

【基本目標2】スポーツをする機会の充実及び活動への支援

【基本目標3】健康づくりに向けた取り組みの推進

【基本目標4】スポーツ活動ができる環境整備の推進

### 3 計画の視点と取り組み



この計画では、基本理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げました。それぞれの基本目標に対し、次の視点からスポーツ推進に取り組みます。

□市民のスポーツ・レクリエーション活動への取り組みは「競技スポーツ」として高い目標を立て取り組んでいる人から、健康の保持・増進のために取り組んでいる人まで、人によって目的がさまざまであることから、今後スポーツ活動を推進していくにあたっては、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、あらゆる目的に応じたスポーツ施策を充実していく必要があります。

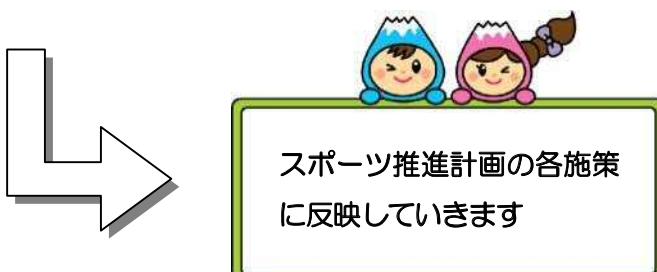
□一人でも多くの市民がスポーツに親しむためには、情報提供の充実が必要となってきます。市民に分かりやすいスポーツに関する情報提供及び発信の手法が必要です。

□生涯を通じて健康で生きていくたいという思いは市民共通のものであり、スポーツ・レクリエーション活動における健康・体力づくりの役割はさらに高まっています。市民がスポーツを通じて健康的なライフスタイルを確立できるようスポーツと保健・福祉・医療等の分野が連携して施策に取り組んでいく必要があります。

□スポーツ推進には行政だけでなく、各種スポーツ団体はもちろんのこと近隣の大学や企業等との連携・協力が必要と考えます。これまで市内の大学グラウンド等を活用した事業を展開してきたことから、こうした資源のなお一層の活用を図るとともに、企業や大学と一緒にになってスポーツの推進を展開していく必要があります。

□多くの市民が日常生活の中でスポーツに親しんでいただくためには、スポーツ施設に限らず、公民館や交流センター等、身近な公共施設でその場所にあったスポーツ・レクリエーション活動ができるように環境を整備していく必要があります。特に市民総合体育館メインアリーナの屋根が全面崩落し、市民のスポーツ活動ができなくなっている現状からの1日も早い全面再開とともに、さらに競技スポーツ以外で多目的なスポーツ活動を推進する施策が必要です。

□市内で活動するスポーツ団体について、高齢化や会員数が減少しているとの課題があることから、体育協会をはじめ加盟団体や既存のスポーツ団体となお一層の連携強化を図り、各スポーツ団体の維持発展に結び付けていく工夫が必要です。



## 第4章

# スポーツ推進のための 施策



### 1 施策の柱



基本理念の実現に向けて、次のとおり4つの基本目標を設定しました。これらを施策の柱とし、生涯スポーツの推進に向けた施策や事業を展開していきます。

#### 基本目標1 すべての年齢層に応じたスポーツ活動の推進

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず市民の誰もが、それぞれの年齢や目的に応じて生涯にわたり楽しくスポーツ活動に親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

#### 基本目標2 スポーツをする機会の充実及び活動への支援

市民のスポーツ活動の推進のため、スポーツ関連の情報提供の充実に努めるとともに、スポーツをする機会が充実するように取り組んでいきます。また、市としてスポーツ関係団体及び各種競技団体等への協力などスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

#### 基本目標3 健康づくりに向けた取り組みの推進

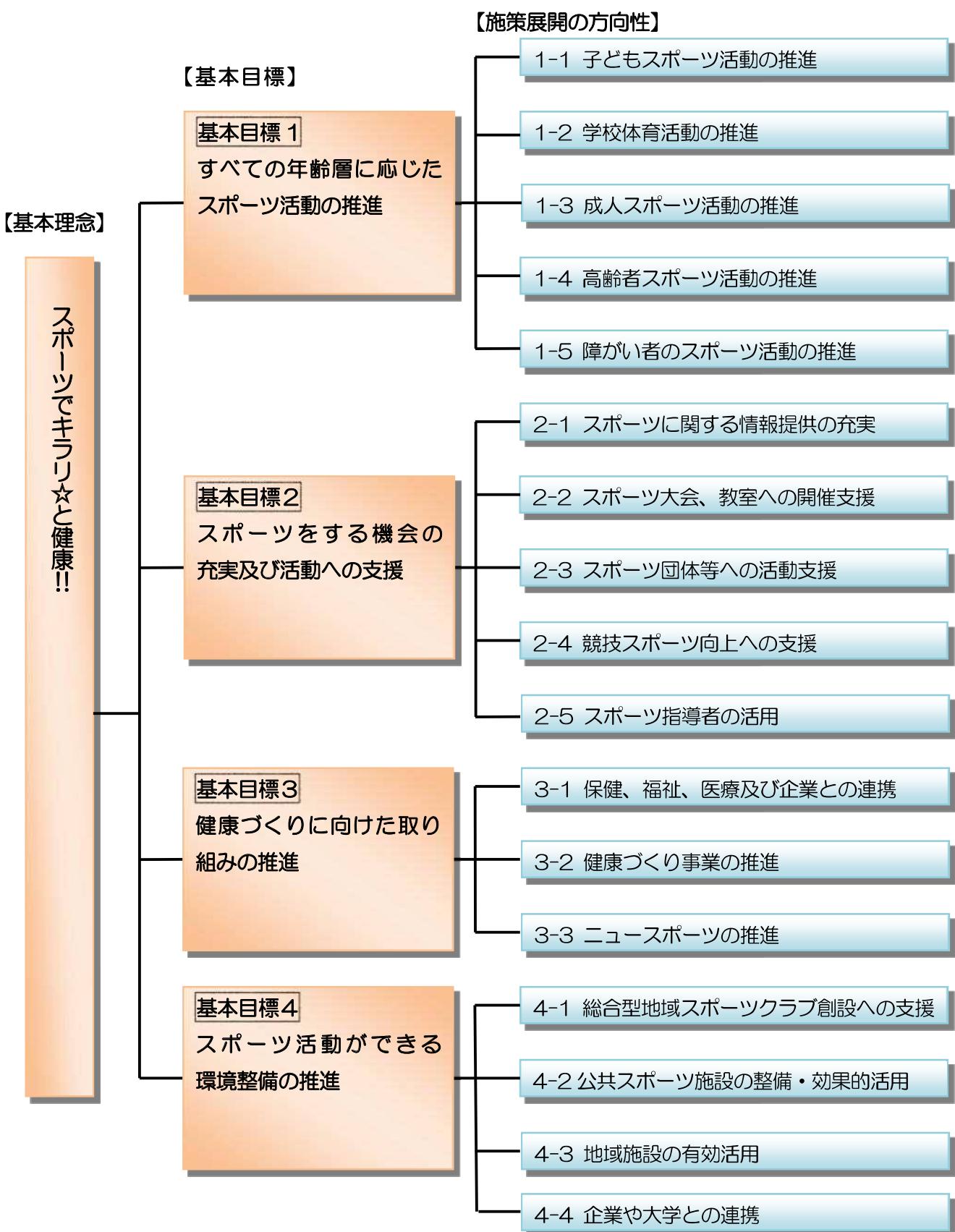
スポーツを通じて市民が健康的なライフスタイルを確立できるよう保健・医療・福祉や企業と連携し関連施策に取り組むとともに、誰もが気軽にできる「ニュースポーツ」等の普及を行い、健康づくりに向けた取り組みの推進を図ります。

#### 基本目標4 スポーツ活動ができる環境整備の推進

市民が気軽にスポーツ活動ができる環境づくりに向けて、既存の施設の在り方を含め、スポーツ施設の充実及び学校体育施設の開放など、スポーツ環境の整備を推進していきます。

## 2 施策の体系

富士見市スポーツ推進計画の施策の体系を以下のとおり設定します。

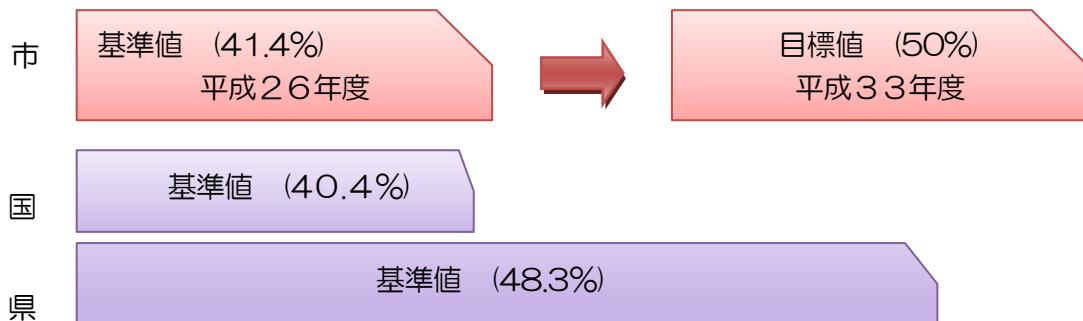


### 3 施策展開の方向性について



#### 基本目標 1 すべての年齢層に応じたスポーツ活動の推進

指標 「週一回以上のスポーツをする人の割合(実施率)の向上」



##### 【基準値について】

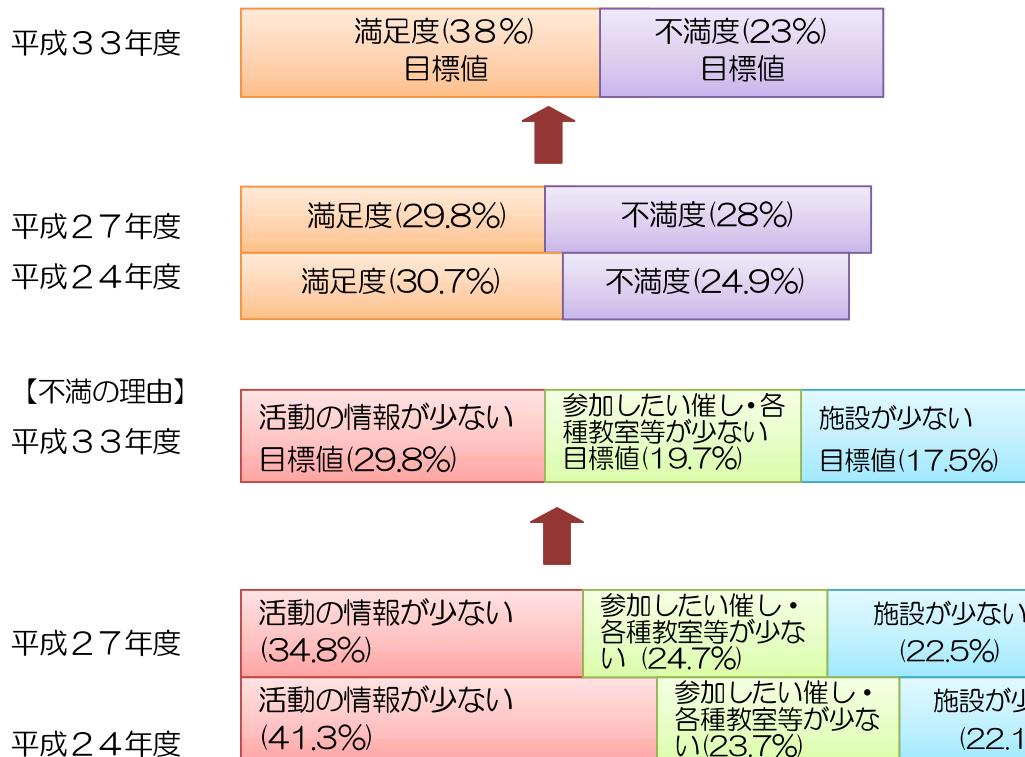
国の数値は平成27年度実施の東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査結果から、県の数値は平成24年度の県政世論調査結果から、市の数値は平成26年実施の市民スポーツアンケートから抽出したもの。国や県と市の調査対象は異なるため、国、県の基準値はあくまでも参考数値。

基本目標 1 すべての年齢層に応じたスポーツ活動の推進		
施策展開の方向	事業内容	区分等
子どもスポーツ活動の推進 (1-1)	① 子どものスポーツの普及  市のスポーツ施設等において子ども及び親子でのスポーツ教室を開催するなど、子どもの頃から「する」スポーツや「観る」スポーツを体験できるよう取り組みます。	既存・拡充  親子リトミック、ベビーヨガ、卓球教室などの実施。各種大会の開催。
	② スポーツができる場所の提供  子ども達が身体を使った遊びなどがたくさんできるよう、市内の保育所や子どもの活動団体の要望に応じて、学校や市内の施設等でのスポーツ活動の機会を提供します。	既存・拡充  学校開放事業、市民総合体育館、ガーデンビーチの活用など
	① 児童・生徒の体力向上  体育授業の工夫・改善や教育活動全体を通した体育的活動の充実を図るとともに、地域でスポーツ指導のできる人材を小中学校の体育の授業に活用します。	既存・拡充  授業等の充実、実技指導協力員の拡充
学校体育活動の推進 (1-2)	② 中学校運動部活動の充実  中学校の部活動に専門的な技術指導ができる外部指導者を派遣し、部活動の充実に努めます。	既存  指導者の発掘、スポーツ団体との連携

成人スポーツ活動の推進(1-3)	① 身近にスポーツを楽しむきっかけづくりの推進	既存・拡充
	各種スポーツ教室・大会、イベント等を開催してスポーツを行うきっかけづくりに取り組みます。また、子育て世代や働き盛り世代が興味を持てるスポーツ教室等の開催を検討します。	健康増進スポーツ大会、スポーツフェスティバルなど。スポーツ以外のイベントとの連携の検討
高齢者スポーツ活動の推進(1-4)	② 日常的なスポーツ活動の推進	既存
	平日夜間や土日祝祭日など、限られた時間の中で市民がスポーツ活動ができるよう取り組んでいきます。	市民総合体育館、学校開放事業など
障がい者のスポーツ活動の推進(1-5)	① 障がいのある人のスポーツ活動機会の拡充	既存・拡充
	障がいのある人が参加できるようスポーツ活動機会の拡充に努めます。	ラジオ体操講習会の開催、パワーアップ体操など健康増進センター事業への協力。高齢者向けスポーツ教室の開催
	② 市内スポーツ活動への参加促進	既存
	高齢者のスポーツ交流や親睦を図るため、市内のスポーツ活動や大会等へ積極的に参加できるよう取り組んでいきます。	会場の優先予約、用具貸出
	① 障がいのある人のスポーツ活動機会の拡充	既存・拡充
	障がいのある人が参加できるようスポーツ活動機会の拡充に努めます。	市民総合体育館(車いすバスケットボールなど)、ガーデンビーチの活用。障がい者スポーツの普及
	② 障がいのある人のスポーツへの理解・協力の推進	既存・拡充
	障がい者のスポーツについて、関係団体等と連携を図り多くの人に理解と協力を深めていきます。	福祉関係団体とスポーツ団体との連携の検討。青年学級への協力(スポーツ推進委員)など
	③ スポーツ施設のバリアフリー化の推進	既存
	市のスポーツ施設について、改修等に併せ誰もが利用しやすいようにバリアフリー化を推進します。	市民総合体育館など

## 基本目標2 スポーツをする機会の充実及び活動への支援

指標 「生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る」



### 【数値について】

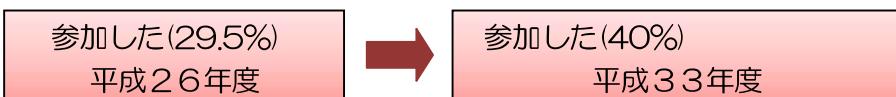
数値は3年に一度実施している市民意識調査の「生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」に関するもの。第13回(平成24年度)、第14回(平成27年度)の満足度、不満度、不満な理由の結果を抽出したものです。不満な理由の「参加したい催しが少ない」と「各種教室等の開催が少ない」は2項目を併せており、平成33年度については本計画上の目標値。

基本目標2 スポーツをする機会の充実及び活動への支援		
施策展開の方向	事業内容	区分等
スポーツに関する情報提供の充実 (2-1)	① スポーツ施設に関する情報の効果的な提供	既存
	市内のスポーツ施設の利用方法や料金などスポーツ施設に関する情報提供の充実を図ります。	HPやチラシなどによる提供
	② スポーツ教室、大会の開催情報の提供	既存
	市のスポーツ事業に関して多様な情報媒体を利用し、情報提供の充実を図ります。	HPやチラシなどによる提供

スポーツ大会、教室への開催支援 (2-2)	① スポーツ教室、大会の開催支援	新規
	スポーツ人口の増加につなげていくため、市内スポーツ団体等と連携し競技大会及び目的に応じたスポーツ教室や大会への開催を支援します。	体協加盟団体との連携による初心者教室の開催
スポーツ団体等への活動支援 (2-3)	① 体育協会、スポーツ推進委員連絡協議会等の関係団体との連携強化	既存
	地域のスポーツ関係団体の活動について支援を行っていくとともに、スポーツ人口を増やし、多くの市民がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。	各種大会の開催
	②個人のスポーツ活動を支える団体の育成・支援	新規
競技スポーツ向上への支援 (2-4)	個人で行うスポーツ活動を推進する団体の育成を図り、支援を行っていきます。	団体の育成など
	① スポーツ大会出場者に対する支援	既存・拡充
	各種スポーツ大会において、全国大会等に出場する市民を広報等で紹介するとともに、激励金等の支援を行っていきます。	対象者の拡大を検討
スポーツ指導者の活用 (2-5)	② トップアスリート等に接する機会の提供	既存・拡充
	各スポーツ競技で活躍するアスリートや指導者を広報やホームページにおいて広く紹介するとともに、講師として教室や講習会等の開催を行い、競技スポーツの志向者の増加を図っていきます。	企業との連携、フレンドリーシティ協定の活用
	① スポーツ指導者登録制度の創設、活用	新規
	「支える」スポーツとして幅広くスポーツの指導ができる人を登録し、スポーツ団体、学校、関係団体と連携を図りながら、有効的に機能するシステムを構築していきます。	元教員、有資格者などの活用
	② スポーツボランティアの仕組みづくりの検討	新規
	「支える」スポーツとしてスポーツ大会や教室等においてボランティアが活躍できるような仕組みを検討し試験的に導入していきます。	元スポーツ推進委員などの活用

### 基本目標3 健康づくりに向けた取り組みの推進

指標 「行政内部や企業と連携し、スポーツ行事への参加率の向上を図る」



#### 【数値について】

平成26年度実施の市民スポーツアンケートから「市内で開催されるスポーツイベントについて」の数値を抽出。

### 基本目標3 健康づくりに向けた取り組みの推進

施策展開の方向	事業内容	区分等
保健、福祉、医療及び企業との連携(3-1)	① 各分野との連携によるスポーツ事業の展開 保健、福祉、医療と連携して、健康づくりのための運動指導や介護予防教室等の拡充を行っていきます。	既存・拡充 健康増進センター、福祉、医療機関との連携
	② 企業との連携によるスポーツ事業の展開 企業や地元商店街との連携によるスポーツイベントの開催に向けた取り組みを図っていきます。	既存・拡充 商工会等との連携による事業の検討
	① 気軽にできる健康づくり事業の推進 ウォーキング、ラジオ体操など年齢を問わず気軽に実践できる健康づくりのための事業を推進していきます。	既存 ヘルシーショーク、講習会の実施
	② 公園、広場、緑地等へのスポーツ器具等の充実 市民の健康意欲を高めるため、地域の公園等で気軽に運動できるような健康遊具の設置や遊歩道等に距離表示を設置するなど取り組んでいきます。	既存 公園担当課との連携
ニュースポーツの推進(3-3)	① ニュースポーツの普及 スポーツ推進委員と連携し、富士見市発祥のニュースポーツ「バトテニス」や誰もが気軽に楽しむことのできるさまざまなニュースポーツの普及を図ります。	既存・拡充 小中学校との連携による取り組みの検討

## 基本目標4 スポーツ活動ができる環境整備の推進

指標 「誰でも気軽にスポーツを行える環境の整備とともに、計画的なスポーツ施設の整備・拡充を目指す」

総合型地域スポーツクラブ創設に向けた支援



基本目標4 スポーツ活動ができる環境整備の推進		
施策展開の方向	事業内容	区分等
総合型地域スポーツクラブ創設への支援 (4-1)	① 啓発活動の推進 総合型地域スポーツクラブの理念や仕組みなどについて情報の収集と提供を行うとともに、必要に応じて各種団体や地域に対して啓発活動を行っていきます。	新規 実施団体への聞き取りや近隣団体の視察
	② 推進母体の発掘とスポーツ団体等への理解の促進 総合型地域スポーツクラブの推進母体となる団体や核となる人材の発掘を行うとともに、スポーツ団体や学校等と協議の場を設け、総合型地域スポーツクラブ創設に対する理解と連携協力の促進を図ります。	新規 意見交換の実施など
	③ 創設後の支援の在り方の検討 総合型地域スポーツクラブのクラブハウスや活動拠点の確保など、創設後に必要な支援の在り方を検討していきます。	新規 継続して運営できる仕組みの検討
公共スポーツ施設の整備・効果的活用 (4-2)	① 指定管理者制度によるスポーツ施設の管理運営 誰もが利用しやすい施設を目指して、指定管理者制度の活用を図りながら、適正な施設管理運営に努めます。	既存・拡充 市民総合体育館、ガーデンビーチ
	② スポーツ施設の利用者数の増加 運動公園など平日の利用が少ないスポーツ施設について、利用者数を増やすような取り組みを行います。	既存・拡充 運動公園、市民総合体育館の有効活用の検討
	③ スポーツ活動の時間帯の拡大 平日の仕事の後など、夜遅くまでスポーツ活動ができるよう、指定管理者と調整を図り活動の時間帯の拡大に努めていきます。	既存・拡充 市民総合体育館、学校開放事業での検討

	<b>④ 計画的修繕の実施</b> 既存のスポーツ施設の在り方を検討するとともに、利用者が快適に使用できるよう計画的な整備・拡充を実施していきます。	既存・拡充 市民総合体育館、ガーデンビーチ、運動公園、第2運動公園など
地域施設の有効活用(4-3)	<b>① 学校体育施設開放事業の充実</b> きめ細やかな調整を行い利用できる日を増やしていくなど、多くの団体が学校体育施設を有効に利用できるよう取り組んでまいります。また、活動団体に新規に加入する方が増えるような取り組みを行ってまいります。	既存 年末年始の利用の検討
	<b>② スポーツ用具の充実</b> 市民の要望に応じて公民館、交流センターなどにスポーツ用具を配置するなどして、身近な地域における施設の整備・充実に努めていきます。また、貸出できるスポーツ用具も充実していきます。	既存 各施設との連携・調整
	<b>① スポーツ大会の誘致及び観るスポーツの提供</b> 企業や大学のスポーツリーグ、さらに各種国際大会など市内のスポーツ施設で大会を開催できるよう誘致活動を行い、市民が高いレベルの大会を観られる機会をつくっていきます。	既存・拡充 オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録など
企業や大学との連携(4-4)	<b>② スポーツ選手及び指導者との交流推進</b> 社会人スポーツチームや大学等によるスポーツイベント、研修会等を企業と連携して開催できるよう検討を進めています。また、「観る」スポーツ、「支える」スポーツの一環として企業や大学のスポーツチームを応援・協力したりできる環境づくりを目指します。	既存・拡充 企業との連携、フレンドリーシティー協定の活用
	<b>③ 子どもスポーツ大学☆ふじみへの支援</b> 県内初となるスポーツに特化した子ども大学「子どもスポーツ大学☆ふじみ」の実施について、参加者数の拡大を検討するとともに、子ども達が複数のスポーツを体験できるよう企業や大学と連携し、内容の充実を図ります。	既存・拡充 金メダリストやアスリートによる指導



## 第5章

計画の実現に向けて



## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 計画の推進体制



計画の推進体制については、教育委員会生涯学習課を中心となって進めています。本計画を実効性のあるものとしていくためには、行政内部の横断的な連携とともに、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体、学校や町会、企業、医療機関などあらゆる団体が連携・協力し、スポーツの楽しさを広め、健康増進に対する意識の向上を図る取り組みを実施・啓発していく必要があります。

特に行政としては、市民一人ひとりが生涯にわたり、気軽にスポーツを行っていくことができるような環境を整備していくこと、スポーツに関する情報提供や事業を開していくことが求められます。

### 2 計画の進行管理



計画の進行管理を行うに当たっては、計画(Plan)、実行(Do)、確認(Check)、見直し(Action)というマネジメントサイクルを踏まえ、次年度の具体的な事業を検討していくことが重要になります。

本計画においては基本目標ごとに施策展開の方向性を定めています。計画の実現に向け、施策の評価を生涯学習課及びスポーツ推進審議会等において行うものとします。

また、計画の期間内においても、市民の意向や社会環境の変化、計画の実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うこととします。そして、計画の最終年度には進捗状況を総合的に評価し、次期計画に向けた効果的な施策へつなげていきます。



## 資料編



○富士見市スポーツ推進審議会条例

昭和 52 年 3 月 8 日

条例第 7 号

改正 平成 12 年 3 月 10 日 条例第 2 号

平成 23 年 12 月 21 日 条例第 14 号

(題名改称)

注 平成 23 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平 23 条例 14 ・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は市長に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ施設及び設備の利用並びに整備に関すること。
- (3) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) 富士見市スポーツ振興健康増進都市宣言についての普及奨励に関すること。
- (7) スポーツ事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 条例 14 ・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任命等)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が、市長の意見を聴いて任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平23条例14・一部改正)

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、教育委員会の要請に応じ、審議会を招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要に応じ、市又は教育委員会の部局関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(平23条例14・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会体育担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月10日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の富士見市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により任命された富士見市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第1条の規定による改正後の富士見市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第5条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

**富士見市スポーツ推進審議会 委員名簿**  
 (任期 : 平成25年6月1日～平成27年5月31日まで)

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	所 属 等
1	大竹 ミイ子	富士見市体育協会
2	山口 靖雄 (会長)	富士見市体育協会
3	谷澤 誠	富士見市スポーツ推進委員連絡協議会
4	加藤 連治	富士見市スポーツ推進委員連絡協議会
5	福満 浩一	小学校体育連盟富士見支部長
6	天野 豪雄	中学校体育連盟富士見支部長
7	佐藤 俊博	富士見医師会
8	加光 直美	学識経験者
9	久米原 明彦	行政関係者
10	神谷 和義	公募者

**アドバイザー**

(敬称略)

作 野 誠 一	早稲田大学スポーツ科学学術院准教授
---------	-------------------

## 富士見市スポーツ推進審議会 委員名簿

(任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日まで)

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	所 属 等
1	大竹 ミイ子	富士見市体育協会
2	加藤 連治 (会長)	富士見市スポーツ推進委員連絡協議会
3	田中 悅子	富士見市スポーツ推進委員連絡協議会
4	北田 裕一	小学校体育連盟富士見支部長
5	天野 豪雄	中学校体育連盟富士見支部長
6	佐藤 俊博	富士見医師会
7	井上 拓哉	富士見特別支援学校
8	神谷 和義	学識経験者
9	久米原 明彦 (～H28.5.31) 大森 重治 (H28.6.1～)	行政関係者
10	菅 高志	公募者

### アドバイザー

(敬称略)

作 野 誠 一	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
---------	------------------

## スポーツ推進計画の策定経過

<b>&lt;実施日&gt;</b>	<b>&lt;内 容&gt;</b>
平成26年 7月28日	府内委員会設置協議書提出
平成26年 7月31日	府内委員会設置の同意
平成26年 8月 1日	富士見市スポーツ推進計画府内検討委員会設置要綱の制定
平成26年10月28日	第1回スポーツ推進計画府内検討委員会 ・策定目的、スケジュール、アンケート調査等
平成26年11月17日	第1回スポーツ推進審議会 ・策定目的、国等の策定状況、スケジュール等
平成27年 2月 2日	第2回スポーツ推進審議会 ・アンケート調査結果、計画の考え方等
平成27年 3月20日	第2回スポーツ推進計画府内検討委員会 ・アンケート報告、小中学生に対するアンケート調査
平成27年 3月24日	第3回スポーツ推進審議会 ・小中学生に対するアンケート結果等
平成27年 6月30日	第1回スポーツ推進計画府内検討委員会 ・策定概要、小中学生に対するアンケート報告
平成27年 7月 6日	第1回スポーツ推進審議会 ・策定概要、小中学生に対するアンケート報告
平成27年10月23日	第2回スポーツ推進計画府内検討委員会 ・現状と課題、施策体系、ヒアリング調査等
平成27年11月10日	第2回スポーツ推進審議会 ・現状と課題、施策体系、ヒアリング調査等

## スポーツ推進計画の策定経過

平成28年 2月15日	第3回スポーツ推進計画庁内検討委員会 ・ヒアリング結果、基本理念、基本目標等
平成28年 2月29日	第3回スポーツ推進審議会 ・ヒアリング結果、各施策の検討等
平成28年 3月23日	第4回スポーツ推進計画庁内検討委員会 ・施策体系図、基本目標、各施策の展開等
平成28年 3月30日	第4回スポーツ推進審議会 ・施策体系図、基本目標、各施策の展開等
平成28年 7月12日	第1回スポーツ推進計画庁内検討委員会 ・目標値、計画の推進体制、目次等
平成28年 7月27日	第1回スポーツ推進審議会 ・目標値、計画の推進体制、計画全体の確認、市民総合体育館に係る利用料金等の見直しについて
平成28年 8月30日	第2回スポーツ推進審議会 ・計画全体の確認、市民総合体育館に係る利用料金等の見直しについて
平成28年10月14日	第3回スポーツ推進審議会 ・計画全体の確認、市民総合体育館に係る利用料金等の見直しについて

## 富士見市スポーツ推進計画庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 富士見市におけるスポーツ推進計画の策定に当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、富士見市スポーツ推進計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ推進計画の基本方針に関すること。
- (2) スポーツ推進計画の案の策定に関すること。
- (3) その他スポーツ推進計画の策定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (作業部会)

第6条 委員会は、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、スポーツ推進計画の策定の日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	教育委員会生涯学習課長
副委員長	教育委員会教育政策課長
委員	総合政策部政策企画課長
	子ども未来部子育て支援課長
	健康福祉部障がい福祉課長
	健康福祉部高齢者福祉課長
	健康福祉部健康増進センター所長
	まちづくり推進部まちづくり推進課長
	教育委員会学校教育課長

## 上位計画などの関連計画（抜粋）

### << 富士見市教育振興基本計画 >>

本市では、平成25年度から5年間を計画期間とする「富士見市教育振興基本計画」を策定し、「一人ひとりが輝く」富士見市の教育をめざして、教育行政施策に取り組んでいます。

この計画の中では、市民一人ひとりが生涯にわたり、健康で活力に満ちた社会生活を送ることができるよう、各種スポーツ・レクリエーションの普及に努め、またスポーツに出会いきっかけづくりを行うことにより、日常生活の一部として生涯スポーツが市民の中に定着するよう取り組んでいます。

#### 《施策の体系》

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

#### 【現状と課題】（教育振興基本計画から抜粋）

- ・毎年実施される新体力テストの結果から児童生徒の体力は、多くの項目で県平均をやや下回っています。このため、教育活動全体を通して運動量を確保し、健康増進・体力向上につながる取り組みを実践することが必要です。

#### 【施策の内容】

##### ■ 学校教育の充実

- ・生涯にわたり運動に親しむ態度の育成をめざし、運動好きな児童生徒を育てる体育授業を推進します。
- ・体育における基礎基本の定着と運動機能の向上をめざし、体育授業の充実を図ります。

##### ■ 児童生徒の体力向上

- ・体力向上推進委員会により、児童生徒の体力の現状と課題を把握し、体力の向上を図ります。
- ・体力向上推進委員会広報紙「いきいき体力」の発行と体力テストの分析結果を児童生徒と保護者に広報することにより、家庭での体力向上の意識を高めます。
- ・体力を高めるために体育朝会や休み時間を利用した全校体育などの体育的活動の充実を図ります。

## 基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

### 基本目標6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進

#### 【現状と課題】

- ・学校体育施設を利用し、身近な場所でスポーツに親しむことや、各種スポーツ教室、スポーツ大会の開催により、市民誰もが参加できるスポーツ事業の充実に努めています。平成23年8月に成立したスポーツ基本法の趣旨に沿ってスポーツ推進計画策定の検討を進め、これまで以上に、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが日常生活の一部として親しめる地域スポーツ事業の推進や、市民団体と協働した競技スポーツ事業の充実について、計画的に取り組むことが必要です。
- ・市民誰もが安全に安心して身近な場所でスポーツを親しめるよう、ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設維持管理や効率的な施設運営に努めるとともに、指定管理者制度のノウハウを生かしたサービス向上や新たな活用策を検討する必要があります。

#### 【施策の内容】

##### ■ 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

- ・スポーツ推進審議会の充実を図り、指針や計画づくりなどについて協議し、富士見市スポーツ推進計画の策定に向けて検討を進めます。
- ・地域での生涯スポーツ活動の普及や健康・体力づくり、地域コミュニティの醸成を図るため、スポーツ推進委員等との協働を深め、市民の誰もが気軽に親しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及・充実を進めます。また、地域における体育行事、イベント等への協力や支援に努めるとともに、学校体育施設開放（小・中学校のグラウンド・テニスコート・体育館）の利用団体と連携した地域スポーツ事業を推進し、地域に根ざした活動につながるよう工夫や改善に努めます。
- ・市民主体による競技スポーツの推進を図るため、体育協会をはじめ各種スポーツ団体との連携を深めるとともに、相談、支援等の充実に努めます。
- ・市民がより身近にスポーツ・レクリエーション活動に関心を持てるよう、学校体育施設開放に関する情報をはじめとした施設や利用団体等の情報提供の充実に努めます。また、激励金の交付などを通じて選手への激励や市民への周知を行うほか、選手と連携した教室、イベント等の開催に努めます。

- ・市民総合体育館を団体スポーツの拠点としてだけではなく、個人でも気軽に参加できるフィットネス（健康の回復、維持、増進）の機会として、市民ニーズに応えた各種教室・講習会等の充実を図ります。また、富士見ガーデンビーチでは施設の特徴を生かした教室や、気軽に楽しめるイベントの充実を図ります。

### ■ 生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備充実

- ・生涯スポーツ・レクリエーション環境の計画的な整備の充実に向けた検討を進めます。
- ・市民総合体育館は、市民のスポーツ活動の拠点として、より市民に親しまれる施設となるよう管理運営に努めます。各種大会を積極的に誘致、開催するとともに、アスレチックジムなどについて、市民ニーズに対応した施設機能を検討し、より使いやすい施設となるよう努めます。また、安全・安心に施設が利用できるよう計画的な修繕、工事等による維持管理を進めます。
- ・運動公園・第2運動公園は、市民が安全・安心に活動や大会等に取り組めるよう、関係部署と連携を図りながら施設運営、維持管理を進めます。また、効率的かつ効果的な運営と維持管理办法について検討を進め、使いやすい施設となるよう努めます。
- ・富士見ガーデンビーチは、夏季における生涯スポーツの推進や市民の憩いの場所として、安全・安心かつ楽しい施設として充実するよう管理運営に努めます。また、計画的な修繕、工事等による維持管理を進めます。
- ・市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場となる学校体育施設開放（小・中学校のグラウンド・テニスコート・体育館）については、安全・安心に施設が利用できるよう、利用団体をはじめ、学校、関係部署と連携を図りながら運営を進めます。

<< 富士見市生涯学習推進基本計画 >>

**基本目標2 暮らしと時代にねざす学習ができるまち**

**施策の柱（3）生涯にわたり健康を守るための学習の充実**

生涯を通じて心身ともに健康に過ごすためには、地域生活に根付いた健康学習や介護予防などに向けた取り組みの拡充が必要です。

また、スポーツ振興健康増進都市宣言をしている本市は、スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康増進につながる取り組みの充実が求められます。これらを地域で進めるためには、学習機会や相談等を通した支援が重要です。

**基本施策①健康についての学習の拡充**

**ア ライフステージに応じた健康学習の充実**

- ・乳幼児期、成人期、高齢期等、それぞれのライフステージに必要な健康学習や相談の機会を充実します。

イ 課題に応じた健康づくり学習と活動の支援

- ・介護予防、地域リハビリ、生活習慣病予防、食育などの課題に応じた健康学習を充実させるとともに、健康づくりに取り組む団体の支援をすすめます。

ウ 個々の状況に応じた取組みへの参加の支援

- ・孤立している子育て家庭や一人暮らしの高齢者など、地域とのかかわりが薄い方などについて、市と地域が連携し、交流の機会や介護予防、リハビリの取り組みへ参加など、それに適した学習機会への参加と仲間づくりの支援をすすめます。

**基本施策②生涯におけるスポーツ・レクリエーションの推進**

ア スポーツ・レクリエーションの必要性に関する学習の充実

- ・健康づくりの学習機会や地域でのイベントなどで、スポーツ・レクリエーションの必要性に関する学習や体験の機会を積極的に取り入れるなどし、学習機会の充実を図ります。

イ 日常生活に取り入れられるスポーツ・レクリエーションの学習の充実

- ・体操やウォーキング、ジョギングなど、日常生活の中で、個人でも取り組みやすい学習機会の充実などを通して、健康づくりの活動につながるようすすめます。また、スポーツ団体やウォーキング等のモデルコースの紹介など、市民への情報提供の充実に努めます。

ウ 世代を問わず取組めるスポーツ・レクリエーションの推進

- ・市民の生きがいづくりや地域コミュニティの形成につながるよう、世代を問わず取り組めるスポーツ・レクリエーションの普及と推進を図ります。特にすすめるにあたっては、体育指導委員(注:現在は「スポーツ推進委員」に名称変更)との連携や体育協会等の団体への支援、地区体育祭など地域の取り組みの支援を充実していきます。

<< 次世代育成行動支援計画 >>

【施策体系】

基本目標	取り組み	施策の方向
子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり	子どもの育成のための地域づくり	文化・スポーツ等各種事業の推進

【その他の施策】各種スポーツ事業の推進

- ・子どもの生活には、ゆとりとうるおいが必要であることから、ゆとりを楽しみ、充実感のある生活を送れるように、文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興・推進に努めます。

## << 高齢者保健福祉計画 >>

### 【施策体系】

基本目標	施策の方向	施策・事業名
1 健康づくりと生きがいづくりの推進	(3) 生きがいづくりと社会参加	③社会活動参加への支援

高齢者の多様で主体的な活動が、生き生きとした生活につながるため、豊かな地域づくりに向けた積極的な社会参加への支援に努めます。

#### 基本目標 1 「健康づくりと生きがいづくりの推進」

- (3) 生きがいづくりと社会参加の促進
- ③社会参加活動への支援

項目	内容
C高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進	高齢者の多様なニーズに対応できるスポーツ・レクリエーションなどの活動機会の確保を図るため、健康づくり事業と連携したスポーツ活動の推進や市民によるスポーツ・レクリエーションなどの活動支援、指導できる高齢者の市民人材バンクへの登録促進など、高齢者の活動や社会参加の拡充を図ります。

## << 障がい者支援計画 >>

### 【課題】（第3次富士見市障がい者支援計画から抜粋）

- ・スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて地域の人々と交流するという意見があり、そうした活動への支援をどのように行うかが課題となっています。

### 【施策体系】

基本目標	施策の方向	施策・事業名
5社会参加の充実	3スポーツ活動の推進	スポーツ活動機会の確保
		スポーツ活動の指導の充実
		スポーツ施設・設備の改善

### 施策の方向3 スポーツ活動の推進

施策・事業名	内容
スポーツ活動機会の確保	必要に応じて障がい者スポーツ教室の支援を行うなど、障がいのある人も一緒に参加できるスポーツ活動機会の拡充に努めます。
スポーツ活動の指導の充実	さまざまな障がいの状況に応じた指導を図るため、必要に応じてスポーツ推進委員など指導者の、障がい者スポーツの研修会や指導者養成講座への参加促進に努めます。
スポーツ施設・設備の改善	スポーツ施設への障がい者対応トイレやスロープなどの設置に努めます。

## << 健康ライフ☆ふじみ(富士見市健康増進計画・食育推進計画) >>

### 【現状と課題】

- ・本市では、昭和52年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、運動公園や市民総合体育館を会場に、市民健康増進スポーツ大会や各種スポーツ大会、スポーツフェスティバルや地域スポーツ教室の開催など、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくってきました。
- ・身近な場所でスポーツに取り組めるよう、市内小・中学校の学校体育施設を市民スポーツ団体等に開放しています。また、学校ごとに運営協議会を組織し、円滑な利用のための調整を行っています。
- ・生活様式が多様化し、日常生活の中で身体を動かす機会や運動する機会が減少しています。本市の運動習慣がある成人・高齢者の割合についても、全国の平均を上回ってはいるものの、若い世代の運動に対する意識が低くなっています。また、運動習慣がある子どもとない子どもの二極化も課題となっています。
- ・今後も市民誰もがスポーツやレクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げる取組を推進する必要があります。

### 【施策・事業の展開】

- 1 運動習慣作りの推進
- 2 子どもの運動に親しむ力と体力づくりの推進
- 3 生活習慣病予防など健康づくりのための運動機会の定着の推進
- 4 高齢者の身体活動の推進

## 生涯学習課 スポーツG職員(編集体制)

平成26年度

課長	友光範之
副課長	大堀一敏(主担当)
主査	高見純也(副担当)
主査	横田孝雄
主事	宇津木玲奈(副担当)

平成27年度

課長	木村久志
副課長	大堀一敏(主担当)
主査	横田孝雄
主事	宇津木玲奈(副担当)
技師補	野中昭邦

平成28年度

課長	鳥海謙一
副課長	中田正義(主担当)
主査	坂本剛彦
主査	横田孝雄
主事	宇津木玲奈(副担当)

## 富士見市スポーツ推進計画

編集・発行 富士見市教育委員会生涯学習課  
住 所 埼玉県富士見市大字鶴馬1873-1  
電 話 049-251-2711  
F A X 049-255-9635  
発行年月 平成29年3月



★富士見市★  
マスコットキャラクター  
ふわっふー